

平成30年第2回白鷹町議会定例会 第1日

議事日程

平成30年3月6日（火）午前10時開議

- | | | |
|-------|-------|--------------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | | 施政方針 |
| 日程第 6 | 議第 4号 | 平成30年度白鷹町一般会計予算について |
| 日程第 7 | 議第 5号 | 平成30年度白鷹町十王財産区特別会計予算について |
| 日程第 8 | 議第 6号 | 平成30年度白鷹町下水道特別会計予算について |
| 日程第 9 | 議第 7号 | 平成30年度白鷹町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第10 | 議第 8号 | 平成30年度白鷹町農業集落排水特別会計予算について |
| 日程第11 | 議第 9号 | 平成30年度白鷹町介護保険特別会計予算について |
| 日程第12 | 議第10号 | 平成30年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第13 | 議第11号 | 平成30年度白鷹町水道事業会計予算について |
| 日程第14 | 議第12号 | 平成30年度白鷹町立病院事業会計予算について |
| 日程第15 | 議第13号 | 平成30年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計予算について |
| 日程第16 | 議第14号 | 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について |
| 日程第17 | 議第15号 | 白鷹町副町長の選任について |
| 日程第18 | 議第16号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第19 | 議第17号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第20 | 議第18号 | 白鷹町議会の議決すべき事件を定める条例の設定について |
| 日程第21 | 議第19号 | 日本の紅（あか）をつくる町推進拠点施設の設置及び管理に関する条例の設定について |
| 日程第22 | 議第20号 | 白鷹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について |
| 日程第23 | 議第21号 | 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 2 4 議第 2 2 号 白鷹町国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議第 2 3 号 白鷹町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 2 6 議第 2 4 号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議第 2 5 号 白鷹町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員及び運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第 2 8 議第 2 6 号 白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定に
ついて
- 日程第 2 9 議第 2 7 号 白鷹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第 3 0 議第 2 8 号 白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第 3 1 議第 2 9 号 白鷹町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 2 議第 3 0 号 白鷹町保育所設置条例を廃止する条例の設定について
- 日程第 3 3 議第 3 1 号 白鷹町草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例を廃止する条例
の設定について
- 日程第 3 4 議第 3 2 号 平成 2 9 年度白鷹町一般会計補正予算（第 1 0 号）について
- 日程第 3 5 議第 3 3 号 平成 2 9 年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第 3 号）につ
いて
- 日程第 3 6 議第 3 4 号 平成 2 9 年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第 2
号）について
- 日程第 3 7 議第 3 5 号 平成 2 9 年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第 3
号）について
- 日程第 3 8 議第 3 6 号 平成 2 9 年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）に
ついて
- 日程第 3 9 議第 3 7 号 平成 2 9 年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2
号）について
- 日程第 4 0 議第 3 8 号 平成 2 9 年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第 2 号）につ
いて
- 日程第 4 1 一般質問

- 日程第42 議第39号 日本の紅（あか）をつくる町推進拠点施設整備工事請負契約の一部変更について
- 日程第43 議第40号 白鷹町総合情報センターの指定管理者の指定について
- 日程第44 議第41号 白鷹町テレワークセンターの指定管理者の指定について
- 日程第45 議第42号 白鷹町子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第46 議第43号 白鷹町食と農村交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第47 議第44号 白鷹町森林総合利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第48 議第45号 白鷹町ふるさと森林公園の指定管理者の指定について
- 日程第49 議第46号 白鷹町自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について
- 日程第50 議第47号 ふるさと森林公園スカイサイクルの指定管理者の指定について
- 日程第51 議第48号 白鷹町産業センターの指定管理者の指定について
- 日程第52 議第49号 白鷹町深山和紙振興研究センターの指定管理者の指定について
- 日程第53 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○出席議員（14名）

1番	遠藤 幸一	議員	2番	渡部 善美	議員
3番	笹原 俊一	議員	4番	佐々木 誠司	議員
5番	小口 尚司	議員	6番	小形 輝雄	議員
7番	田中 孝	議員	8番	山田 仁	議員
9番	奥山 勝吉	議員	10番	石川 重二	議員
11番	佐藤 京一	議員	12番	菅原 隆男	議員
13番	関 千鶴子	議員	14番	今野 正明	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐藤 誠七
副町長	横澤 浩
教育長	沼澤 政幸
総務課長	松野 芳郎
税務出納課長	高橋 浩之
企画政策課長	湯澤 政利
企画主幹	永野 徹
町民課長	中村 裕之

健康福祉課長	長	岡		聡
商工観光課長	齋	藤	重	雄
農林課長併 農業委員会事務局長	菅	間	直	浩
建設水道課長	菅	原	良	教
病院事務局長	渡	部	町	子
教育次長	田	宮		修
監査委員	竹	田	謙	一

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	樋	口		浩
係長	橋	本	達	也
書記	佐	藤	圭	子

〈午前9時57分〉

○開会の宣告

○議長（遠藤幸一） おはようございます。

ご参集まことにご苦労さまです。

開会前に申し上げます。

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災から早いもので7年が経過しました。かけがえのない多くの命が奪われ、広範囲に甚大な被害を受けたことは深く記憶に残っております。

関連する東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響もいまだ大きく、復興の道は遠いと感じております。早急な本格的復興を望むものであります。

国におきましては、3月11日に「7周年追悼式」を開催し、発生時刻に全国統一の黙禱が予定されておりますが、日曜日に当たり休会となります。3月定例会の初日に当たり、午前10時をもって全員で黙禱を捧げたいと思います。ご協力をお願い申し上げます。

○議会事務局長（樋口 浩） それでは、皆様、ご起立をお願いいたします。

黙禱。

お直りください。ご着席ください。

閉 会

〈午前10時00分〉

○議長（遠藤幸一） ご協力ありがとうございました。

ことしの冬は豪雪でありましたが、ようやく春の気配を感じるきょうこのごろであります。ことしも啓翁桜を飾り、胸には深山和紙の桜のブローチを着用し、開花が待ち遠しい古典桜の里「白鷹」をアピールすべく定例会に臨みたいと存じます。

これより、平成30年第2回白鷹町議会定例会を開会いたします。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（遠藤幸一） 議事日程は配付している文書のとおり進めます。

議事に入る前に表彰伝達を行います。

○議会事務局長（樋口 浩） それでは、私から受賞者をご紹介します。

2月16日に行われました山形県町村議会議長会定期総会並びに置賜地方町村議会議長会定期総会におきまして、自治功労者表彰がございましたので、その受賞者をご紹介します。

全国町村議会議長会表彰 特別表彰 遠藤幸一議長。

置賜地方町村議会議長会表彰 自治功労 議員在職10年以上、菅原隆男議員でございます。

ここで表彰の伝達を行います。受賞されました両名は前にお進みいただきしたいと思います。

初めに、全国町村議会議長会表彰の伝達を行います。

小形副議長から伝達をいただきます。

○副議長（小形輝雄） 「表彰状、山形県白鷹町議長 遠藤幸一殿。あなたは町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献された功績は特に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成30年2月8日。全国町村議会議長会会長 櫻井正人」おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（樋口 浩） 続きまして、置賜地方町村議会議長会表彰伝達を行います。遠藤議長から伝達いただきます。

○議長（遠藤幸一） 「表彰状、白鷹町議会 菅原隆男殿。あなたは議会議員として在職10年にわたり、地方自治の確立、郷土の発展に寄与された功績はまことに大なるものがあります。よって本会表彰規定により記念品を贈り、ここに表彰します。平成30年2月16日。置賜地方町村議会議長会会長 近野 誠」（拍手）

○議会事務局長（樋口 浩） ここで、受賞されました方からご挨拶をいただきます。それでは、まず遠藤議長からお願いいたします。

〔1番 遠藤幸一 登壇〕

○1番（遠藤幸一） 一言御礼を申し上げます。

このたび自治功労ということで、特別表彰をいただきました。まさに想定外といえますか、予期せぬ出来事で大変うれしく思っておるところでございます。ひとえにこれも議員の皆さん、そして町民の皆さん初め、多くの方々のご指導、そしてお力添えをいただいたたまものと、さらには町当局のご協力によりいただいたものと、深く感謝を申し上げる次第でございます。

本来議員として地方自治発展には当然努めなければならない立場であるという、そんななかわりの中でこのような大事な賞をいただいたということで、本当に恐縮に感じているところでもございます。

議会は、二代表制ということで、以前にも申し上げましたとおり、議会は多人数による合議制の機関として、そして当局、長は独任制機関としてそれぞれ異なるわけがありますけれども、目的は皆同じでありますので、お互い切磋琢磨してこの町政繁栄に努めていかなければならないものと改めて思ったところでもございます。

今後におきましても、皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いを申し上げながら、一言御礼の言葉にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議会事務局長（樋口 浩） 続いて、菅原議員、お願いいたします。

[12番 菅原隆男 登壇]

○12番（菅原隆男） 一言御礼の言葉を申し上げたいと思います。

このたび議員在職10年以上ということで、地方自治表彰を受賞いたしました。これひとえに皆様方のお力添えでありますし、この受賞の重みを深く思っているところであります。

町民の皆様方、そして議員の皆様方、さらには町当局の皆様方の今日までの日々を通してご指導をいただきました。これひとえに思うところであります。おかげさまで10年が過ぎた、本当に長い10年だったのか、短い10年だったのかでありますけれども、本当にいろいろご指導賜ったものに御礼を申し上げたいと思います。

今後は、この受賞を無にすることなく、そして町民の皆様方が住んでよかったと思えるまちづくりに一生懸命になってこれから精進をしまいる所存でございますので、何分よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではありますが、御礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○議会事務局長（樋口 浩） ありがとうございます。おめでとうございました。それでは、お席にお戻りください。

続いてご紹介いたします。同じく2月16日に行われました山形県町村議会議長会定期総会におきまして、議会広報コンクールの表彰がございました。白鷹町議会 議会だよりしらたか 第135号が入選になりました。この前に掲示させていただいておりますが、ご紹介をさせていただきます。まことにおめでとうございました。（拍手）

それでは、以上をもって、表彰伝達を終わります。

○議長（遠藤幸一） 表彰伝達が終わりました。

○会議録署名議員の指名

○議長（遠藤幸一） 議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、白鷹町議会会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

10番 石川重二君

11番 佐藤京一君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（遠藤幸一） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、2月27日開催の議会運営委員会に諮問したところ、3月6日から3月15日までの10日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。

よって会期は、3月6日から3月15日までの10日間と決定いたしました。

○諸般の報告

○議長（遠藤幸一） 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長 樋口 浩君

○議会事務局長（樋口 浩） 諸般の報告。

1. 第69回山形県町村議会議長会定期総会、2月16日山形市。

平成29年度会務報告や補正予算等を了承し、平成30年度事業計画並びに収入支出予算、会費分賦収入方法等について原案のとおり議決した。また、「地方創生の推進」や「町村議会機能の強化」「地方議会議員の厚生年金制度への加入実現」など11項目を盛り込んだ決議を採択した。

議事に先立ち、自治功労者表彰並びに町村議会広報コンクール表彰が行われた。

白鷹町議会の被表彰者 全国町村議会議長会表彰 特別表彰 遠藤幸一議長。

山形県町村議会広報コンクール表彰 入選 「議会だより しらたか」ナンバー135 白鷹町議会。

2. 置賜地方町村議会議長会定期総会、2月16日飯豊町。

平成29年度会務報告及び予算執行状況報告を了承、平成30年度事業計画及び予算、負担金等について原案のとおり議決した。また、議事に先立ち、自治功労者表彰が行われた。

白鷹町議会の被表彰者、議員在職10年以上 菅原隆男議員。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 諸般の報告が終わりました。

○行政報告

○議長（遠藤幸一） 日程第4、行政報告を行います。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 行政報告を行います。

本町では、今冬の雪害に対応するため、1月11日に豪雪対策連絡会議を設置した後、1月29日に町長を本部長とする白鷹町豪雪対策本部に体制を移行し、円滑な豪雪対策と

災害の未然防止に努めてまいりました。

2月14日現在の主な地区の積雪量は、西横田尻180センチメートル、山口180センチメートル、中山170センチメートル、荒砥90センチメートルとなっており、除排雪経費につきましても既決予算を超える見込みであることから、2月13日付で補正予算の専決処分を行い、予算の確保をさせていただいたところであります。

町内における豪雪によるこれまでの人的被害は、重症3名、軽症1名との報告を受けております。なお、口頭による追加説明となりますが、3月1日午後3時ごろでございませけれども、落雪が頭部から背中に当たる事故が発生いたしまして、軽症2名との報告を受けております。

農業用施設では、ビニールハウスの破損が確認されており、果樹の枝折れ等の被害については、樹園地の状況を見ながら今後調査する予定であります。

対策本部といたしましては、生活道路や公共施設の除排雪、消防水利の確保を初め、豪雪被害を防ぐための広報や、パトロールを強化し、除雪中の事故防止の啓発にも努めるとともに、円滑な農作業の準備として融雪剤の助成事業を実施したところであります。

今後とも関係機関との連絡調整やきめ細やかな情報収集等を行い、町民生活の安全確保に努めてまいります。

県立荒砥高等学校の魅力づくりに関しては、荒砥高校をサポートする会を中心として、これまでさまざまな対策を展開してまいりました。荒砥高校生も対象とした青少年国際交流事業の実施、コンクールで好成績をおさめた外部からの評価も高い吹奏楽部に対する楽器貸与などの特色ある支援に取り組み、魅力アップを図り、入学者の確保に取り組んでいるところであります。

そのような中、2月26日に一般入試の願書受付が締め切られ、荒砥高等学校の平成30年度の志願状況につきましては、募集定員80名に対し、推薦、一般入試を合わせ48名となり、応募の段階で県立高校再編成基本計画に定める基準である定員3分の2を下回る大変厳しい状況となっております。

2年連続で定員3分の2に満たない場合は、その存続が危ぶまれるところではあります。改めて将来の町の姿を展望したときに、次代を担う人材の育成・確保の面から、荒砥高等学校の役割は大きく、人口減少社会における施策を推進する上でも重要性は増しております。

町といたしましては、荒砥高等学校の存在がいかに大切であるか認識を新たにして、存続に向けた取り組みをさらに重点的に進めていかなければならないと考えております。

関係各位におかれましては、これからも一層のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

3点目の鮎貝区と黒鴨区の統合についてであります。

黒鴨区につきましては、年々高齢化と人口減少が進み、現在の世帯数が20世帯となっ

ており、さまざまな面で区としての体制維持が困難になっていることから、黒鴨区と鮎貝区において統合の検討を行い、その結果、鮎貝区長及び黒鴨区長から平成29年9月25日付で統合について合意に至った旨の報告が町に対してなされたところであります。

町といたしましては、両区の合意を尊重して対応することといたしました。区の設定等・関係する規則の整備を初め、関係機関への周知など円滑に移行できるよう取り組んでまいります。統合期日は、平成30年4月1日とし、黒鴨区につきましては、町内として存置し、引き続き地域づくりや行政との連絡調整に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 行政報告が終わりました。

○施政方針、議第3号～議第13号上程、説明、総括質疑、付託

○議長（遠藤幸一） 日程第5、施政方針から日程第15、議第13号 平成30年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計予算についてまで、以上11件は平成30年度の施政方針並びに各会計予算でありますので、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、施政方針の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 本日、ここに、白鷹町議会3月定例会の開会に当たり、平成30年度に臨む町政運営につきまして所信の一端を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

国の地方財政対策において、地方の一般財源総額につきましては、平成29年度を上回る対応が図られております。

しかしながら、地方交付税、臨時財政対策債ともに減額が見込まれており、これに加えて、国においては、地方の基金残高の増加の背景や要因、その分析について議論がなされており、そして行財政改革の推進、IT化・業務改革等に重点的に取り組むとしていることから、地方財政に与える影響は大きく、地方自治体の意欲と熱意、頑張りや工夫がこれまで以上に求められているものと認識しております。

本町の財政状況につきましては、社会保障関係経費等の増加が見込まれ、加えて、人口減少対策や森林・林業再生、まちづくり複合施設整備等の主要施策の展開による歳出も引き続き見込まれることから、より一層計画的な財政運営を行っていく必要があると認識しております。

このような状況の中で、平成30年度予算につきましては、持続可能で健全な財政運営の確保を念頭に、行財政改革を緩めることなく推進しながら町政運営を行うこととし、まちづくりの将来像の実現に向けて、特に人口減少に対応する総合的な施策を図り、共創のまちづくりによる施策展開を推進していく観点から編成いたしました。

この結果、一般会計当初予算額は83億1,000万円となり、前年度に対し6億7,900万円、7.6%の減少となったものであります。

さらに、国の補正予算に対応した事業を前倒しで実施するため、本定例会において平成29年度補正予算として、川戸・金剛地区ため池等整備事業や、地籍調査事業など明許繰り越しも視野に入れ上程させていただき予定としていることから、平成30年度は、これらと当初予算を合わせまして、実質的に83億8,000万円規模の予算となるものであります。

次に、予算の歳入歳出について申し上げます。

初めに歳入の状況であります。一般財源につきましては、町税は11億4,733万8,000円で、固定資産税の評価替え等による減収見込み等により1.2%の減となっております。地方交付税32億200万円のうち普通交付税は、公債費の増加に伴う交付税算入分の増加があるものの、保育所の民営化に伴う財政措置の減少等を見込み8,400万円、2.8%の減、一方、特別交付税は、前年度と同額の2億8,000万円を見込んでおります。このほか繰入金は公共施設整備基金や財政調整基金等からの繰入の増により、97.5%の増の3億4,234万6,000円、臨時財政対策債を除く町債につきましては、27.9%の減で12億3,930万円となっております。

次に歳出につきましては、性質別に見ますと、義務的経費の人件費は10億4,056万6,000円で4.8%の増、扶助費は民間保育所に係る保育園運営委託料の増等により11億2,043万円で8.0%の増、公債費は2.3%増の9億4,455万5,000円となり、義務的経費全体では5.2%の増となっております。

普通建設事業費は、こども園支援事業や鮎貝小学校駐車場整備事業の皆減、まちづくり複合施設整備事業の減等により34.0%減の15億8,587万7,000円となっております。

補助費等は、スマイル新生活賃貸住宅供給サポート事業の皆増等により3.8%増の13億271万6,000円、物件費は、小学校情報教育推進事業の増等により0.5%増の10億461万4,000円となっております。

特別会計及び企業会計につきましては、全体で60億3,002万3,000円を計上いたしました。前年度と比較しますと、国民健康保険特別会計における国保運営の広域化に伴う影響等による2億5,364万8,000円、4.0%の減となったものであります。

以上、一般会計に特別会計等を合わせた当初予算額は143億4,002万3,000円、6.1%の減となったものです。

次に、具体的な施策につきまして申し上げます。

平成30年度は、第5次白鷹町総合計画の後期基本計画に基づくまちづくりの4年目を迎え、白鷹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略とともに、総仕上げの時期を迎えます。引き続き、人材育成をベースに、「子育て・教育」、「雇用・産業」、「地域」、「防災」の4つの柱を重点として、各種計画等と連動し、PDCAサイクル

を徹底し進めつつ、次期計画の基本構想策定に向けた取り組みを実施してまいります。

また、近年の出生数の減少、若者の顕著な町外転出等に対応するため、平成29年度に庁舎内人口減少緊急対策プロジェクトチームを設置したところであり、これまで実施した施策の効果測定、現状の解析、行動原理に起因する需要の予測等につきまして議論を重ねてまいりました。その上で、先行的に実施すべき施策6分野を取りまとめたところであり、実現可能な施策から全庁横断的に実施してまいります。今後もプロジェクトチーム等により長中期的に必要な人口減少対策につきまして検討してまいります。

施策の柱であります「子育て・教育」でございます。子育て支援につきましては、平成24年8月に成立された子ども・子育て支援法に基づく支援事業計画にのっとり、時代を担う子どもたちの子育て支援の環境づくりに努めてまいります。

ひがしね保育園につきましては、平成30年度からその設置運営が町社会福祉協議会へ移管されるところですが、培われた障がい児保育等の特色を生かしつつ、需要が増加している乳児保育に対応するため、民間保育所支援事業として施設の改修及び園児バスの更新への支援を行います。

人口減少緊急対策のかなめでもある結婚支援につきましては、結婚新生活スタートの際の経済的負担軽減を図るため、結婚新生活支援事業を実施いたします。このほか、婚活サポート委員会を中心に実施している婚活サポート事業につきましても、新たな視点で事業展開を図ってまいります。

本町の教育行政につきましては、まちづくり、地域づくりの基本は人づくり、人づくりの基本は教育を基礎に、元気で信頼される郷土の学校づくり、健康で創造性豊かな人づくりを核として、各施策に取り組んでまいります。

学校教育におきましては、特に学力向上に向けた指導体制の充実を図るとともに、小学校に英語活動推進委員を配置し、英語指導助手との連携も図りつつ、英語教育の充実に取り組んでまいります。あわせて、中学校への部活動指導員の配置、各小学校への校務支援ソフトの導入により、教職員の負担軽減を図ります。また、ふるさと学習の推進による郷土愛の育成を目指して、全小中学校で紅花栽培に取り組んでまいります。

継続事業では、子育て支援や保護者負担軽減の視点から、スキー授業における白鷹スキー場リフト無償利用や、副食費を確保するための学校給食費支援事業、新入学児童ランドセル贈呈事業、中高生対象の青少年国際交流事業、学校生活支援員や教育相談員の配置、スクールバスの運行等を実施してまいります。

学校給食では、共同調理場の作業関係の改善や、設備更新を計画的に実施するとともに、3年目となる民間委託による調理・配送業務等を継続しつつ、地産地消の安全・安心でおいしい給食を提供してまいります。

荒砥高等学校につきましては、魅力ある学校づくりに向けて、新入生応援事業を拡充しつつ、引き続き介護職員初任者研修等につきまして支援してまいります。また、白鷹

高等専修学校につきましても、教育体制の充実に向け、置賜管内市町と連携した支援を継続してまいります。

生涯学習につきましては、白鷹町生涯学習振興計画に基づき、引き続き白鷹学講座の開催を初め、放課後子どもプラン推進事業や地域学校協働本部事業、家庭教育推進事業等に取り組んでまいります。

生涯スポーツにつきましては、東陽の里グラウンド駐車場の整備を行うとともに、東京オリンピック、パラリンピックのホストタウン登録を契機としたオーストラリアとの交流を推進してまいります。また、全国大会に出場する一般の方への激励金制度を創設し競技スポーツの支援をしてまいります。さらに若鮎マラソン大会等の各種スポーツ大会の開催につきまして、関係団体と連携し取り組むとともに、総合型地域スポーツクラブや各種団体への活動につきましても、引き続き支援してまいります。

文化財の保護・伝承等につきましては、県指定文化財である鮎貝八幡宮本殿の防災設備の更新を初め、深山観音堂の山門、及び諏訪神社拝殿屋根の改修を支援してまいります。また、新たに文化財活用コーディネーターを配置し、文化財を活用した町の魅力づくりや、町保管史料の保存整理を進めてまいります。

芸術文化につきましては、町芸術文化協会や文化交流センター「あゆむ」との連携による各種事業展開を初め、子どもたちの芸術文化活動支援など、各種団体の育成や活動支援に努めるとともに、梅津五郎画伯の絵画修復及び芳賀秀次郎賞詩作コンクール開催支援を引き続き行ってまいります。

図書館につきましては、新図書館へのスムーズな移行を図るとともに、引き続き蔵書の充実と小中学校の図書館の蔵書整理等を行ってまいります。

施策の柱の2点目でございます。「雇用・産業」でございます。

農業を取り巻く情勢は、平成30年大きな転換期を迎えることとなります。米の生産に関しましては、これまで国が配分してきた生産調整数量にかわり、県農業再生協議会から提示される生産の目安をもとに町農業再生協議会が各生産者の皆様に生産の目安を提示することとなります。白鷹地区とも補償事業を継続しつつ、需要に応じた米生産により価格の安定を図ってまいります。

また、町農業再生協議会には、引き続き農業支援専門員を配置し、地域の特色ある産地づくりと、ひと・農地プランの話し合いをベースとした担い手への農地集積を推進するとともに、機械設備導入等に対し、的確な支援ができるよう努めてまいります。

町地域農業活性化センターにおきましては、新規就農者受け入れ協議会の取り組み支援を通じた担い手確保と、育成支援に努めてまいります。さらに、安全で安心な農産物の提供に向けた取り組みを一層進めていくため、食育・地産地消の取り組みを引き続き推進してまいります。

農業委員会においては、農地制度の適切な運用を図りつつ、農地利用の最適化の推進

に向けて取り組んでまいります。

土地改良事業につきましては、県営事業の継続により最終年となる萩野地区の基盤整備事業や、川戸金剛地区等のため池整備事業、諏訪堰地区の水利施設整備事業及び固定堰改修事業に取り組んでまいります。

また、日本型直接支払交付金事業を活用し、農村集落の多面的機能の維持・確保と、耕作放棄地の発生防止を図ってまいります。

本町の森林につきましては、杉を中心とする民有人口林の約6割が主伐期を迎えており、適正な整備と活用を行い、緑の循環システムの構築を進めていく必要があります。引き続き地域林政アドバイザーを配置し、町森林・林業再生協議会を中心に、森林の境界明確事業を進めるとともに、国や県などの事業を活用した森林整備の実施に加え、新たに再造林後の保育支援を行ってまいります。

林道事業につきましては、森林資源の状況などを踏まえ、優先的に実施すべき箇所から対応してまいります。

また、保全すべき松林での松くい虫防除事業を継続して実施するとともに、近年被害が増大している有害鳥獣の対策につきましては、被害の未然防止につながる電気柵の導入などを支援してまいります。

景況につきましては、県内外ともに全般的に景気回復基調が続いております。一方、本町におきましては、依然として小売・サービス業は厳しい状況であり、回復基調にある製造業においても、経済状況の先行きが不透明であると認識しております。

これらの状況を踏まえ、地域産業の活性化と雇用の場の創出を目指し、企業立地促進事業を拡充するとともに、新たな創業者の支援強化を図ってまいります。

さらに、中小企業技術者養成事業による現場力や、技術力の向上を図りつつ、地場産業元気支援事業やものづくり応援事業により、意欲ある小規模事業者の販路開拓や設備投資を支援してまいります。

雇用対策につきましては、就労環境改善対策事業を展開するとともに、荒砥高校生を対象とした町内企業の説明会を開催するなど、人材の確保対策を継続しつつ、雇用枠の確保・拡大促進に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。

商業につきましては、買い物環境充実支援対策実証実験事業を継続しつつ、高齢者等の買い物の利便性の向上を図るとともに、がんばる商店応援事業や、町産材等木造建築推進事業により、町内の事業者を支援し、経済の活性化と町産材の利用促進に取り組んでまいります。

観光につきましては、「白鷹町観光交流推進計画」に基づき、引き続き各種事業を展開してまいります。

「日本の紅（あか）をつくる町」につきましては、農山漁村振興交付金を活用し、紅花生産日本一のまちとしての地名度をさらに高めるとともに、紅餅の生産量増加、品質

向上にこだわりながら、観光と生産の両面を推進してまいります。また、地方創生拠点整備交付金事業で整備した「日本の紅（あか）をつくる町推進拠点施設」を新たな拠点の1つとして、紅花のさらなる生産拡大を図り、展示・体験を通じた誘客を推進してまいります。

町内周遊を推進する「まるごと白鷹町」につきましては、白鷹の四季を生かした観光をより一層進めながら、町内観光拠点施設間の連携による町内周遊の着地滞在型観光を進めてまいります。また、深山和紙や白鷹紬を初めとする町の伝統工芸品や豊かな自然・田舎暮らしなど、本町ならではの素材を生かした観光メニューの掘り起こしと磨き上げを進めてまいります。

インバウンドの受け入れにつきましては、日本を訪れる外国人観光客が年々増加する中、トイレ等の施設整備に取り組むほか、国の観光行政の流れに的確に対応し、観光協会や近隣市町を含む関係団体と連携しながら、誘客の拡大を目指してまいります。

交流推進につきましては、首都圏白鷹会や仙台しらたか会、山形市白鷹ふるさと会の育成、新潟県長岡市栃尾地域、宮城県気仙沼市など、ゆかりのある地との交流、白鷹朝日大江広域観光推進協議会による広域観光プロモーション等を行い、誘客拡大に取り組んでまいります。

産業間の連携につきましては、産業振興戦略会議を中心に、本町の農産物や資源・素材を活用する6次産業化への取り組みにつきまして、段階に応じた支援を拡充して行ってまいります。また、昨年度までの取り組みの中で誕生した「白鷹」をアピールできる「SHIRATAKA RED（白鷹レッド）」商品につきまして、積極的に町内外へ情報発信を行い、販路拡大に向けた支援を行ってまいります。さらに、農工商観連携を推進するため、白鷹町産業フェアを引き続き開催してまいります。

人口減少、経済規模縮小に歯どめをかけ、本町への人の流れをつくるために、積極的な情報発信やPR宣伝活動、移住交流の総合的な相談窓口の設置、移住定住支援交付金を創設するふるさと移住応援プログラムを実施してまいります。また、空き家対策につきましては、地域の防犯、防災等の面から、危険性の高い空き家を特定空き家等に認定し、行政指導等の措置を行うとともに、所有者などがみずから行う危険空き家の解体に対して、解体費用の一部助成に取り組んでまいります。また、活用できる空き家対策としては、空き家バンクを通じて賃貸や売買契約する移住者に対する支援を空き家利活用支援交付金として拡充し、さらなる空き家の利活用を目指してまいります。このほか空き家の適正管理を行う空き家管理サービスにつきましては、引き続き民間事業者に主体的に取り組んでいただくこととしております。

環境保全の取り組みは、第2次白鷹町環境基本計画に基づき、環境保全活動、環境教育などに携わる団体や事業者間の連携を図り、持続可能な美しいまちづくりに向け取り組んでまいります。また、ごみ処理基本計画及び地球温暖化対策実行計画に基づき、ご

み減量化やCO₂削減など町民の皆様と一体となった取り組みを進めてまいります。

白鷹町エネルギー計画に基づく再生可能エネルギー活用の取り組みにつきましては、個人住宅の太陽光発電設備の設置に対する助成や、木質バイオマス燃料機器の導入に対する助成を継続して実施してまいります。

町民が主役の地域づくりをより一層実践するため、各地域では地域づくりの拠点であるコミュニティセンターを中心に、その解決方法などにつきまして議論を重ねていただいております。新たな取り組みもなされてきていると認識しております。今後も各コミュニティセンターにより引き続き地域づくりの拠点として活発な活動が行われるよう、地域づくり推進交付金の創設や、既に配置している地域おこし協力隊の増員等の支援を実施してまいります。また、同協力隊員の本町への定住を促進するため、定住支援金や新たな仕事を起こす企業支援交付金を創設し、支援してまいります。

道路交通網の整備につきましては、県事業の主要地方道長井白鷹線荒砥橋架替工事を初めとして、国道287号菖蒲下山地内や、西廻り幹線道路の早期着工など、幹線道路網の整備促進に向け努力してまいります。また、町道整備では、長寿命化のための舗装改修を初め、計画的な道路維持補修等に取り組むとともに、除雪体制の整備を図り、交通の安全確保を図ってまいります。橋梁安全対策として、橋梁長寿命化修繕計画の見直しを図るとともに、町道橋の補修工事を計画的に実施してまいります。

都市計画関連につきましては、基礎調査に基づき、都市計画マスタープランの策定に取り組むとともに、都市公園の適切な管理に努めてまいります。

住宅施策では、引き続き住宅のリフォーム等を支援するとともに、町内への定住を促進するため「すまいる！四季の郷」定住促進プロジェクトや、「すまいる住まい！若者定住サポート事業」を実施してまいります。また、人口減少緊急対策の1つとして、若者定住のための民間賃貸住宅の建設を支援する「すまいる新生活！賃貸住宅供給サポート事業」を新たに実施してまいります。

地籍調査事業では、萩野地区の区長登記の解消に向け、継続的に事業を推進してまいります。

土砂災害対策では、県事業の大林寺、高岡地区の急傾斜地崩壊対策事業や、箕和田、関寺地区の急傾斜砂防自然災害防止事業の促進に努めてまいります。

下水道事業では、引き続き荒砥橋かけかえに伴う鮎貝中継ポンプ場や周辺管渠の移設工事を進めるとともに、公営企業会計の適用に向けて、基本計画策定に着手してまいります。

農業集落排水事業では、町全域の生活排水処理の向上を図るため、町設置管理型合併処理浄化槽設置事業を推進してまいります。

水道事業では、安心しておいしい水を安定的に供給するため、施設の管理運営に万全を期してまいります。また、老朽化した施設設備を計画的に更新するとともに、引き続き

経費の節減に努め、経営基盤の強化を図ってまいります。

地域公共交通につきましては、デマンド型乗合タクシーと住民混乗型スクールバスを継続運行するほか、山形鉄道株式会社の経営改善に向けた支援を、引き続き県及び沿線2市2町が連携して取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、認知症高齢者による交通事故の減少や、自動車での徘徊の防止等を目的として、運転免許証自主返納等を支援してまいります。

介護保険事業につきましては、医療・介護の両方を必要とする方が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムを推進するとともに、自立支援、重度化防止等のための介護予防等に取り組んでまいります。また、旧西中学校跡に地域と入所者の方の交流機能を有する介護老人福祉施設について、町産材を活用し、整備を実施する法人に対して支援を行ってまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある人の生活支援やその人の能力を十分に発揮できる環境整備を推進し、障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

健康づくり事業につきましては、生活習慣病予防と重症化予防により健康寿命の延伸につながるよう、町民の健康づくりの意識向上等を図ってまいります。

各種検診につきましては、受診費用の一部公費負担を行うとともに、未受診者の方に対し勧奨を行い、受診率の向上に努めてまいります。

母子保健事業につきましては、妊娠期から子育て期までの総合的相談支援を提供するワンストップを拠点として、新たに子育て世代包括支援センターを設置し、切れ目ない支援を提供してまいります。また、妊娠出産に向け治療を受ける意思のある夫婦の経済的負担軽減のため、一般不妊治療に対しても助成の対象を拡大し、治療を受けやすい環境を整えてまいります。さらには、新生児の聴覚障害の早期発見等に資するため、新たに新生児全員を対象に、新生児聴覚検査に係る費用を助成してまいります。

本町医療の拠点である町立病院の運営につきましては、外来・入院・在宅医療・検診等の継続した業務はもとより、山形大学医学部附属病院や公立置賜総合病院等との医療連携、町内医療機関との協力体制を密にし、地域医療の中核を担ってまいります。

自治体病院を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にありますが、地域医療構想や、平成30年度実施される診療報酬と介護報酬の同時改定を見据え、経営の改善に努めるとともに、経年劣化した機械設備等を計画的に整備更新し、地域住民から信頼される病院の基本理念のもと、良質で安心な医療を提供してまいります。

施策の柱の4つ目の「防災」であります。近年多発する豪雨や豪雪、地震などの自然災害から生命や財産を守るため、地域防災力の向上や防災基盤の整備など、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

地域防災力の向上においては、引き続き自主防災組織の防災訓練等の防災活動への支

援を行うとともに、町総合防災訓練等の開催により、地域における防災意識の向上に努めてまいります。

また、消火栓に付随するホースや格納箱等の設備が老朽化していることから、整備に要する費用の一部につきまして、支援を行う地域防災力支援事業に取り組んでまいります。

防災基盤の整備においては、小型ポンプ積載軽自動車3台を更新するとともに、有蓋貯水槽や消火栓など消防施設の整備を行い、地域の防災基盤の強化を図ってまいります。

また、防災センター機能を有するまちづくり複合施設の整備につきましては、平成31年のオープンを目指し、本年度も安全で着実な工事の施工に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、路面標示等、交通安全施設の整備を図るとともに、各種団体と連携し、事故防止に向けた取り組みを行ってまいります。

防犯活動におきましては、白鷹町防犯協会と各地区コミュニティセンター等が連携しながら防犯パトロール活動を展開し、関係機関合同での通学路点検や防犯灯の適切な設置など実施してまいります。

行財政改革につきましては、引き続き第5次行財政改革大綱に基づき、地域・民間・行政の連携を念頭に行動計画を着実に進めるとともに、まちづくりの主要施策を効率的・効果的に実現するための組織づくり、人づくりに継続して取り組んでまいります。

なお、現大綱は計画期間が終盤に差しかかっていることから、これまでの成果と課題を検証し、次期行革大綱の策定に向けた取り組みを進めてまいります。

以上、平成30年度の施政方針を申し上げましたが、本町のさらなる発展と住民福祉の向上に向け、全力を傾注してまいりますので、町民の皆様並びに議員各位には、より一層のご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、施政方針とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 施政方針の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

休 憩 （午前10時57分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

続いて、所管ごとに予算の説明を求めます。

初めに、一般会計予算、十王財産区特別会計予算について、総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） [平成30年度白鷹町一般会計予算書を朗読して説明した]

[平成30年度白鷹町十王財産区特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長（遠藤幸一） 次に、下水道特別会計予算、農業集落排水特別会計予算及び水道事業会計予算について、建設水道課長、菅原良教君。

○建設水道課長（菅原良教） [平成30年度白鷹町下水道特別会計予算書を朗読して説明した]

[平成30年度白鷹町農業集落排水特別会計予算書を朗読して説明した]

[平成30年度白鷹町水道事業会計予算書を朗読して説明した]

○議長（遠藤幸一） 次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について、町民課長、中村裕之君。

○町民課長（中村裕之） [平成30年度白鷹町国民健康保険特別会計予算書を朗読して説明した]

[平成30年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長（遠藤幸一） 次に、介護保険特別会計予算について、健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） [平成30年度白鷹町介護保険特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長（遠藤幸一） 次に、病院事業会計予算及び訪問看護ステーション事業会計予算について、病院事務局長、渡部町子さん。

○病院事務局長（渡部町子） [平成30年度白鷹町立病院事業会計予算書を朗読して説明した]

[平成29年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計予算書を朗読して説明した]

○議長（遠藤幸一） 以上で各会計予算の説明が終わりました。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開を午後1時00分といたします。

休 憩 （午前11時49分）

再 開 （午後1時00分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

平成30年度施政方針並びに各会計予算10件を一括して総括質疑を行います。なお、第一次質疑は登壇して行ってください。13番、関 千鶴子さん。

[13番 関 千鶴子 登壇]

○13番（関 千鶴子） 施政方針に関し、次の点についてご質問いたします。

施政方針の5ページにあります生涯学習の振興について、6ページにあります新図書館へのスムーズな移行について、同じく9ページにあります観光について、町内の観光拠点の1つパレス松風を初めとする各種業務委託先一般財団法人アルカディア財団の業務経営などについて、お聞きします。

まず、生涯学習につきましては、白鷹町生涯学習振興計画に基づき、各種事業に取り組んでいくということです。この計画には、平成27年度より地区公民館から地区コミュニティセンターとなり、これまで確立してきた生涯学習の拠点施設としての機能を維持したまま、各地区の特色を生かした取り組みが行われておりますが、教育委員会と地区

コミュニティセンターの連携が薄れた点も見受けられ、意識の共有と連携強化が課題となっているとありますが、この課題についてのご所見をお伺いいたします。

また、まちづくり複合施設については、防災機能を含めた役場庁舎、図書館、中央公民館が一体となった施設であり、生涯学習や自主活動の拠点施設として快適な集う空間づくりに配慮していく必要があるとして、集う空間づくり、町民ラウンジの設置ということで上げられております。現在の中央公民館では、40団体程度の利用があるということですが、複合施設における中央公民館としての位置づけや、自主事業への取り組みの方向性、町民ラウンジの活用についての検討状況をお伺いいたします。

図書館については、新図書館へのスムーズな移行を図るとともに、引き続き蔵書の充実と、小中学校の図書館の蔵書整理等を行うということです。司書の方が小中学校へ出向かれての活動は、小さいうちから読書の習慣を身につけることにつながるものと考えます。生涯学習の拠点としている図書館整備については、余暇活動を充実するための図書館サービスの充実、情報の拠点としての図書館、郷土の歴史を大切にし、町の魅力を発信する図書館、町民の要望に応え、生活に役立つ情報を備えた図書館としてあり、蔵書の充実と利用率の向上が図られるハード、ソフト両面において、より利用しやすく魅力的な施設づくりを進める必要があるということですが、ソフト面や管理運営などについての検討状況をお聞きいたします。

次に、人材育成を図る生涯学習を効果的に推進するためには、生涯学習の振興の中核となる職員の育成や、専門職、社会教育主事、学芸員などを確保することであり、確保するための新たな推進体制の整備を検討する必要があるということが上げておられます。文化財活用コーディネーターを配置するということがあります。今後の専門的職員の配置の考え方をお伺いいたします。

続いて、ふるさと森林公園管理、学校給食等業務などの委託先であるアルカディア財団は、平成23年度より一般財団法人に移行し、業務についても本格的に平成28年度から学校給食調理等業務が委託され、今年度におきましてはスキーセンターの運営業務レストラン部門を受けるという状況にあります。町からの業務委託がふえる状況の中、各現場での課題や、アルカディア財団の経営支援をどのように捉えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 関議員の総括質疑にお答えをさせていただきます。

最初に、地区コミュニティセンターとの連携について、お答えをさせていただきます。

平成29年3月に策定されました町生涯学習振興計画のこれまでの取り組みの成果と課題という中に、教育委員会とコミュニティセンターの連携が以前より薄れたという記載がなされたことにつきましては、これは教育委員会部局から町長部局に所管が移ったこ

とに伴い、かかわり合いが直接でなくなった部分もありますので、いずれにいたしましてもそのような状況の中で、町民の皆さんとのかかわりということにつきましては、教育委員会であろうと、町長部局であろうと何らかわりはございませんので、さらに私どもとしては教育委員会、そして町長部局という我々事務局サイドが連携を密にしていまいりたいと思っているところでございます。

さらに、地域づくりは人づくりでございまして、当然コミュニティセンターが現在行っている事業におきましても人材育成でありまして、当然人材育成における部分については生涯学習とも切り離して考えることはできないわけでありまして、コミュニティセンターと教育委員会そのものがパートナーシップを築いていくことが大事であると認識をしているところでございます。

ただ、やはりこれは地域の自主性があるからこそこれが生かされるものと認識をしておりますので、何とぞご理解を賜りたいと思っているところでございます。

特に、教育委員会部局が主催する研修事業等々については、コミュニティセンターからも多数のご参加をいただいてご出席をいただきながら、研鑽を深めていただいているということでもありますので、社会教育と地域振興を合わせたテーマでそれぞれ講演会とかいろいろ進められておりますので、私どもとしても年数回にわたりまして、町全体での開催をするということがありまして、あるいは単位コミセンの中で取り組みのときには、互いに協力をし合いながらやらせていただくということを考えさせていただいているところでございます。

そして、さらにまちづくり複合施設の町民ラウンジ等の活用でございまして、まちづくり複合施設、着手するまでには、町民会議を開かせていただいたり、町民の皆様方からいろいろなご意見を頂戴しながらやってきたと思っております。昨年の8月よりいよいよ建設工事に着手いたしまして、新しい施設の供用開始となりましたときには、今の中央公民館と同じように生涯学習や町民の皆様方の自主活動にお使いいただきたいということでございます。まさしく先ほどご質問の中にもありましたように、集う空間として利用度を高めていき、自主性を尊重してまいりたいと思っているところでございます。

特に、町民の皆様方がおのおのの考え方の中で利活用していただく町民ラウンジにつきましては、実際にはいろいろご意見を頂戴した中に「使い方を固定してほしくないんだよ」と、あるいは「自由な使い方ができる場にしてほしい」というようなご意見などをいただきましたので、そのようなことを念頭に起きながら、現在完成に向けての取り組みということをさせていただいておりますし、これからも改めて町民の皆様方からというよりも、27年度にご意見を頂戴いたしました方々にもお集まりいただきながら、また改めてご意見を頂戴し、前に一步進めていきたいと考えているところでございます。

それから、図書館でございます。図書館につきましては、現在職員体制としては非常勤の館長と、臨時職員4名、あるいは教育委員会の職員2名が兼務の形で対応をさせて

いただいているところでございます。特に、臨時職員の中には、図書館司書の有資格者が2名おられるということで、先ほど関議員からお話しございましたように、1名は小中学校の図書館の蔵書整理等を行うと、あるいは実際に読書といいますか、図書館の利用ということなどについても指導に当たらせていただいているということでもあります。

そのようなことを踏まえながら、現在進めている図書館につきましても、当然これは時代の変化とともにいろいろなライフスタイルが変わってくるわけでございますけれども、やはり蔵書をし、そこで本を読んでいただき、そして自己を高めていただくということは何ら変わりはないということで思っておりますので、そのような基本的な考え方は変えずに取り組んでまいりたいなと思っておりますところでございます。

ただ、その運営というようなことにつきましては、直営もありますし、業務委託方式もありますし、指定管理委託の方法もあります。これはやはり今までいろんなところで既にやられている部分もございます。県の遊学館におきましても、指定管理という形で進めさせていただいて非常に効果が高いとも伺っておりますので、この辺は検証しながら、そしてご意見をいろいろ頂戴しながら進めてまいりたいなと思っておりますところでございます。

そして、専門的職員の配置の考え方ということでございます。この件につきましては、町の史料というもの、非常に貴重な財産でありながらも何十年にわたって同じようなことの繰り返し、繰り返しで来たわけでございますけれども、いよいよやはり整理をしていく時期に来ていると、私自身がそう認識をしているところでございまして、何らかの形でこの史料を私どもとしては財産として取り扱えるような体制づくりをしていきたいなと認識をしているところでございます。

これがどういう形になるかということではありますけれども、やはり何といたしまして必要なのは、専門的資格をお持ちの方、例えば学芸員という形になろうかと思いますが、その方々にご協力いただきながら、私としてはこの町の貴重な資源といいますか、史料、昔は鮎貝の桐町公民館にあたり、旧鷹山小学校の校舎の中にあたり、どちらももう限界の状態にあったわけでございますが、現在旧中山小学校の体育館に私どもとしては今一時保管をさせていただいております。今後においてはやはりその辺の交通整理をしながら、私としては貴重な財産を私どもの財産を残していくというのが私の使命であると思っておりますので、ちょっと時間的には少しいたかざるを得ない部分があるかと思いますけれども、そのような取り組みをしてみたいと思っております。

次に、アルカディア財団でございます。いろいろなものを今受託をさせていただいております。かなり多岐にわたって指定管理も含めて受託をさせていただいているわけでございます。特に、議員ご指摘ありましたとおり、28年度、昨年度から学校給食共同調理場業務の完全委託というようなことを受け持たせていただいているわけでございます。あるいは、ことしは急遽中山地区からスキーセンターの食堂ができないという人的資源から

いってもできないというお話がございまして、急遽だったのですが、中山区からアルカディア財団にお願いをするという形の中でことは取り組ませていただいたということでございました。

しかしながら、ことは地元の方の協力もいただきながら何とかほぼ乗り切ったといっても過言でないと思います。おかげさまで、スキーセンターでございますけれども、売り上げ等々についてはまだ私も報告は受けておりませんが、実際に土日など行ってみますと、人数も相当おられるということもございました。ただ、スキー場の経営が以前と違いまして、例えば競争相手であると思っているスキー場では土日子どもの利用料金が無料ということなどもあって、大変苦戦をしているということでございました。そのようなこともございまして、大変ご苦勞をさせていただいているわけでございますけれども、例えば学校給食共同調理場につきましては、私どもからお引き受けいただいたときの人数でそのまま稼働しておりますし、休暇等でどうしても空きが出たという場合には、財団本体から従業員を派遣して工夫しながら頑張っておられるとも伺っているところであります。求人を出しても今ご案内でありますとおり、なかなか集まらないということも踏まえながら、頑張っているというように思っているところでございます。

また、パークゴルフ場なども増設させていただきまして、この辺の利用も相当ふえています。特に新年度は東北大会なども開催されると伺っております。それらに対する私どもとしては支援もしていく必要があると認識をしているところでございます。

やはり、アルカディア財団そのものというよりも、施設そのものが相当老朽化しているということを踏まえながら、今後の対応につきましては、この辺が大きな課題となってくるのではないかと認識をしているところでございます。なお、この件については、やっぱり一般財団になったということでもありますので、町の将来を含めた中での検討をさせていただきながら、改めて皆様方にもいろいろ内容的にお諮りを申し上げながら、前に一步進んでいきたいと思っておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

以上、関議員の総括質疑に対する答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 関 千鶴子さん。

○13番（関 千鶴子） このたび生涯学習推進計画の中から総括質疑ですればいいのかということを含めながら考えたのでしたけれども、複合施設が31年度から供用開始になるという中で、議会からも政策提言の中で供用後の円滑な運営、有効な活用に向けた準備を進めていただきたいということもございましたので、質問させていただきました。

それで、中央公民館の部分がなかなか見えないと思っております。場所的なことは防災センター機能を持った場所であると理解させていただいているのですが、やはり中央公民館で実施する事業ということに関してなかなか見えてこないと思っております。場所的な貸し館事業というのは今までのような形でスペースがあるわけですから、なされていくのかなと思っております。今本当に昔といたらいいのでしょうか、自主

的なサークルというのが学習サークルというのがなかなかないのかなという印象を持っております。以前ですと、職員がかかわりながら、そういう組織の育成ですとか、充実にお手伝いいただいていたのかなと私は認識させていただいているのですが、それが自主事業につながるということだったのかなと思っております。

そういった意味で、自主事業をどういう形に考え、方向に考えておられるのかなということと、あわせてそこには職員が必要であるという中で、ご質問をさせていただいたところです。1点ちょっとそこがもう少しお答えいただければなと思いました。

あと、町民ラウンジに関しては、先ほど答弁にありましたけれども、27年度のときに町民の方からいろいろご意見をいただいたなという記憶が私もありまして、その延長線上でそのことを基本にご検討いただきたいなと思います。これはちょっとどこが担当するのかという場合は、企画政策課が担当されるのかということと、その点、それから図書館に関しましては、図書館の利用率は人口が減ってもそんなに変わってはいないのでないかなと思っております。非常にこれは生涯教育という視点から言っても、集うということから言っても、大事な図書館になるのかなと思っております。先ほど今後運営主体といいますか、それをご検討なさるということでしたけれども、図書館のソフト面の検討に関しましては、本当に現場とか図書館協議委員会もあるのでしょうか、いろんなご意見を聞かれた中で、特に多分今利用されている方というのは、小中学校前と40代以降なのかなというような感じを持っているのですけれども、そこら辺の皆様のご意見なんかを吸い上げていただけたらなと思います。

もう一つは、財団のことなのですけれども、やはり施設の老朽化という中で、一番大事なところの源泉管理の部分が出てくるのかなと思ったりしております。その施設に対しては極力町が支援する、町の財政状況の中でということはあるわけですけれども、そこは誰がやるとなれば町がやるとしかならないのかなという思いでおります。ただ、先ほどいろんな業務を委託されているわけですけれども、アルカディア財団の現場では、先ほど答弁の中にもありましたけれども、なかなか募集しても来ないという労働力不足ということがあるのかなと思っております。

そういう中で、ある意味スキー場のレストランなんかも年度途中で委託するということがあったり、受けるほうも大変なのかなと思っております。だけれども、やっぱり経営ということもあるわけですから、委託業務の状況ですとか、経営状況がわかるような形で議会にも提出していただければ、ありがたいな。29年度決算が30年度あるわけですので、そこら辺もご検討いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） まず複合施設ということでございます。複合施設につきましては、先ほど議員からお話しございましたように、27年度にいろいろご意見を頂戴しながら進

めさせていただいてきたと。特にその中におきましての中央公民館ということに相なるわけでございます。中央公民館に関しては今までどおり教育委員会が管理をしていくという姿勢の中で、私としては取り組んで来た。ただ、これにつきましても本当に一番理想としているものは何かということまで、そこまで私も突っ込んだ意見交換をしたことがございませんので、現時点の中でのお話でございます。特に、中央公民館の大ホールを解体したという時点におきまして、一番中央公民館の大ホールをお使いになっておられました芸術文化協会にかかわりのある組織体の皆様方が大変新しい施設についても、期待もありましたし、注文的な話も相当ございました。それをいろいろ承りながら、中央公民館の大ホール的なものでももちろんないわけですが、十分それに対応できるような利用もできるようにやっていきたいということで、検討は進めさせていただいてきたところでございました。

ただ、現在あゆ一むでも芸術文化協会における発表会などもやっておりまして、現時点において何が不足し、何を期待しているかということについて私自身もまだ把握をしておりませんので、大変順調に皆さん進めていらっしゃるなと思っております。ただ、そういう器がそれしかないものですから、それで100%納得ではなくてもやっていただいているのかなと思っておりますので、この辺についてはもっと芸術文化協会の方々もお話しをしながら、進めさせていただきたいと思っております。

それから、自主的サークルの育成というのでしょうか、この件に関しては時代の変化が余りにもあり過ぎると私は思っています。先日、老人クラブの連合会の輪投げ大会があったのですが、もう東根のコミセンの体育館に半分もないというのが実態でございました。生きがいというものと自分たちが何をどうすべきかというものと全くちょっと違ってきているのかなと思ったところでございました。これが今現実かなと。当然議員が一生懸命取り組まれました青年団活動などにつきましては、ほとんどこの地域においても皆無に等しいということでございます。

ですから、その辺を実はコミセンという中で、自分たちが直接活動することが自分たちのためになるのですよと、そして楽しくやれるのですよということを認識していただきたいということが私どもの今回のこの交付金なども創設をさせていただいた1つの大きなものであります。これが大成功に終わるか、あるいはやはり価値観が全然変わっていないと、今と同じだということで、そのような形になるのかは、これは利用される方の流れではないのかなと、思っているところでございます。

それから、町民ラウンジでございます。町民ラウンジにつきましては、どこが担当するかと今の段階で申し上げられないわけですが、縛りなく使いやすくやっていきたいということはどこが担当しようとも同じような考え方でやっていきたいと思っておりますので、この辺についてはその当初の趣旨を外れることなくやっていきたいと思っております。

それから、図書館の利用ということでございます。非常に期待も大きいということは、私自身も感じております。いろいろなところ私も図書館は見させていただきました。今まで一番すごいなと思ったのはT S U T A Y Aが入っておられる図書館の利用度がちょっとただものではないくらい人が入っておられるということは、見てまいりました。ただ、我々がああいう形がいいのかどうかは、私もちょっとわかりません。ただ、期待として図書を、本を読むという行為が非常に少なくなってきた中で、あれも1つのやり方かなと感じてきたところでございました。

これからについては、その辺の考え方を先ほど申し上げましたように直営方式なのか、委託方式なのか、あるいは指定管理方式なのかこの辺についてはそれぞれ図書館の委員会もございまして、あるいは教育委員会もありますので、そういう方面のお声をお聞きしながら、方向性を出していきたいなと思っております。

その中でやはりサービスをやりたいと、例えば利用時間をふやしたいと、いろんな形でふやしたいと思うのですが、そうなりますと労働力の問題、いろいろ国会で議論になっております労働力の問題などもあろうかと思っておりますので、この辺についてはどういうやり方が一番いいのか、これから検討させていただきたいと思っております。

それから、財団に関してということになります。これはパレス松風を中心に管理をしていただいておりますけれども、財団につきましては、源泉は町でございまして、いろいろ課題もあるようでございますが、一生懸命管理をしていただいているという中で現在も何とか運転はしていただいているということでもあります。と同時に、財団そのものに対する町民の皆様方の期待というものも大きいものがあると感じております。

現在、民間の中でも宿泊施設をお持ちであるということも存じておりますけれども、ある程度大量に、大勢の方々が宿泊し、そしていろいろ交流ができるということについては、役割というのは現在アルカディア財団に管理をお願いしておりますパレス松風が非常に大きな役割を担っているということは認識しておりますので、この辺についてはその辺の老朽度を確認し、さらには今後どのようなやり方でできるのか、非常に難しい問題はたくさんございます。簡単に建て直すなんてこともできないわけですし、この辺についてどういう方法がいいのか、これからも検討をさせていただきたいなと思っております。

それから、労働力の確保については、今の時代はどんなことしても私どもがお願いをしているアルカディア財団のみならず、企業自体も本当に困ったということでございますので、この辺についてはいろいろ調整をしながら、これであきらめずに募集をしていただくように私どもとしても財団をお願いをしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（遠藤幸一） 関 千鶴子さん。

○13番（関 千鶴子） 1つ図書館にかかわることで、忘れたことがありました。それは、

先ほど司書の方が小中学校に出向いてということが話題になったわけですがけれども、私これはすごくいいことだなと思っています。文字離れ、読書離れを助長しないためというか、子どものときに読書習慣を身につけるといことは非常に大事なのかなと思っています。そういった意味で、今年度は予算をつけていただいたようなのですが、ぜひ継続できるような方向で、今年度言うのも変な話かもしれませんが、できれば続けていただくようなことを要望したいと思います。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 司書の資格を持っている方の学校への派遣と申しますか、学校へ行っての図書の調整というものにつきましては、学校の先生はなかなか難しいと。専門の知識を持った方が学校の図書の整理をすると。当然利用される子どもたちは、それぞれの思いで使う、本を読むわけでございます。実際にその本を戻す、あるいは整理をする、分類をするとか、そういうことについては専門の知識が必要だということ、さらにはそれとともに子どもたちに読書というものを、どうやって少しでも文字離れからこれをなくすように努力をしていくためのやり方なども、その資格を持っている方が非常に素晴らしいと伺っていますので、その辺は今議員からお話しあったことについては十分意を持って対応してまいりたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 14番、今野正明君。

〔14番 今野正明 登壇〕

○14番（今野正明） 総括質疑を行います。

まずは、予算編成に際しまして、ご尽力いただきました当局職員の皆さんには心からご苦労さまと申し上げたいと存じます。

さて、私たちを取り巻く情勢は少子高齢化、東京一極集中に伴う地方の急激な人口減少、これらを背景としてやる気のある地方の活性化を図るべく、多くの地方創生施策が展開されています。

このような中、本町の平成30年度予算は、持続可能で健全な財政運営を念頭に、特に人口減少に対応する総合的な施策展開をしていくとしております。人口減少を抑制する喫緊の課題に対処する時宜を得た予算内容であり、大いに期待するものであります。

第1の質問として、予算概要の中で国の動向などから地方自治体の意欲と熱意、頑張りや工夫がこれまで以上に求められていると認識しているとしておりますが、これらの意欲、熱意、頑張り、工夫をどのように共有認識し、まちづくりに反映していくのか伺います。

2つ目に、施策の概要では平成30年度は第5次総合計画、白鷹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略とともに総仕上げの時期を迎え、引き続き「人材育成」をベースに「子育て・教育」、「雇用・産業」、「地域」、「防災」を柱として各種計画と連動し、PDCAサイクルを徹底し進め、次期計画の基本構想策定に向けた取り組

みを実施するとしていますが、具体的にはどのような取り組みをしていくのでしょうか。

以下、個別具体の質疑といたします。

1つ、収入面での寄附金収入、いわゆるふるさと納税の減額となっている要因と、今後の対応策を伺います。

2つ目、文化財の保護伝承については、新たに文化財活用コーディネーターを配置して、文化財を活用した町の魅力づくりや、保管史料の保存整理を進めていくとしていますが、文化財等は地域資源であり、町の宝物です。磨きをかけて町民の誇りとする文化や郷土史料としてのみならず、観光交流面等にも生かしていきたいものですが、いかがでしょうか。

3つ目、図書館については建設する新図書館へのスムーズな移行を図り、蔵書の充実と整理を行っていきとしていますが、新図書館ではどのような運営を目指しているのか、伺います。

4つ目、人口減少に大きく影響される荒砥高校、白鷹町立病院、フラワー長井線の運営は、さらに厳しい状況になっておりますが、これらに意を持って対応された予算であることに敬意を表します。また、高齢化社会に伴う福祉・介護サービスや、生活困窮者や障がい者への支援等についても、配慮された予算内容となっております。今後とも町民誰もが安心して暮らせるまちづくりをお願いしたいのですが、当局のお考えを伺います。

5つ目、地域づくりの拠点であるコミュニティセンターに、自主的、主体的な活動が行われるよう、地域づくり推進交付金が創設されたことは、今後のコミュニティ活動に弾みがつくものと評価します。3年が経過するコミュニティセンターですが、地域おこし協力隊の活用もあるようです。コミュニティの現状分析と、将来展望を伺います。

6つ目、共通事項として平成30年度予算には、移住定住支援や、結婚支援等の各種支援、助成、補助事業等が数多くあります。町民個人、もしくは団体等が申請を行うものは、金額や支援、援助、補助等の内容をわかりやすい一覧にして、制度を周知し、多くの人に活用してほしいのですが、いかがでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 今野議員の総括質疑にお答えをさせていただきます。

地方財政における現状は、多くの自治体では自主財源が非常に乏しく、本町におきましても、自主財源比率が27.7%という状況であります。地方交付税の交付を受けなければ、財政運営はできないというのが実情でございます。

一方で、近年の地方自治体における基金残高が増加している状況について、国では、特に財務省ということに相なりますけれども、財政に余裕があるとの見方もされている

こともあり、地方交付税が削減されるのではないかと心配をしているところでございます。

これらを踏まえ、引き続き行財政改革の推進、あるいは業務の改善、経常コストの縮減等に取り組んでいかなければならない。それがなければ、町民の皆様方の希望に添うような行政執行がなかなかできないということでもあります。効率的な財政運営を初め各種事業の実施に当たっては、町民の目線に立った対応や事業の計画立案においての工夫が不可欠であるというように認識をさせていただいております。

具体的には、これまで保育園の民営化、共同調理場の民間委託、地区公民館のコミュニティセンター化などにより、官から民への移行を進めてまいったところでございます。また、まちづくり複合施設の整備においては、それぞれの機能を融合することで利便性の向上だけでなく、公共施設のいろいろな利用関係をする面積などの縮減をするということなども考えながら、将来に対しましての維持、更新費用、あるいは運営費の低減を図るなど、創意工夫をしながら取り組んで来たところでもあります。引き続きそのような視点に立ち、取り組んでまいりたいと思っております。

今後とも私自身みずから先頭に立って、意欲、熱意あるまちづくりを推進しつつ、職員研修や予算編成過程等での実務の中で、職員との認識を共有し、そして醸成してまいる所存でございます。

次に、次期総合計画の基本構想に向けた具体的取り組みについて、お答えをさせていただきます。

第5次総合計画につきましては、平成31年度を目標年次として、「笑顔かがやき 心かよう 美しいまち」を将来像に、さまざまな分野において諸施策に取り組みさせていただいてきたところでございます。

この間国レベルでは、人口減少の局面に入り、本町においてもまさしく予想を上回る急激な人口減少の状況を踏まえ、計画期間が終了後も引き続き総合的なまちづくりを進めていく必要があることから、第6次の総合計画を策定していきたいということで取り組ませていただいているところでございます。

具体的には、平成30年度は、基本構想として町の特性をさらに発展させ、豊かで活力あるまちづくりを進めていくために、町の将来像、基本理念、そして目標をきちっと定め、総合的な行政運営の支援を策定することとしております。その上で、基本構想に基づく具体的な施策を計画的かつ効率的に実施するために、基本計画にて具体的な手段や、手順を明らかにしてまいりたいと考えております。

なお、策定につきましては、第5次総合計画との検証、将来人口の推計、経済情勢や地域特性を把握しつつ、共創のまちづくりの理念に基づき、町民の皆様方の多様な意向、意見を幅広く集めさせていただきまして、それを次期計画に十分生かせるような形で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それから、次に平成20年度から始まりましたふるさと応援事業、先ほど議員からありましたふるさと納税でございます。平成28年度は9年目となりまして、全国から約3,400件、約1億1,400万円のご寄附をいただきました。そして、人材育成を中心とした各種事業に活用させていただいてきたところでございました。

しかし、10年目を迎えました昨年の4月でございますけれども、この加熱する返礼品、あるいは換金ということが非常に出てまいりまして、改めて総務大臣から全国の自治体に対しまして、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応の徹底を促されたわけでございます。この辺は非常に言葉回しが微妙な部分ございまして、それでも私どもは違うということを取り続けている自治体もあることは事実でございます。

しかしながら、私どもも改めてこの返礼品につきましては、3割以下にしていきたいと思いますと考えているところでもあります。

そのようなことございまして、あるいはある県の自治体でございますが、実は報酬の見直しというところまでこの20数億円がこのふるさと納税があったものですから、そこまで踏み込みましたところ、急激にあつという間にふるさと納税が落ち込んだという自治体もございます。それら外的要因も、これはあくまでも寄附行為でありますので、外的要因はどこにどうあるのかわからないということで、私どもとしては過度な見積もりはやってはだめだという視点の中で、まず本当に我々が今までおつき合いをさせていただいてまいりました寄附をしてくださる方々を大切にしていこうという中でのごえ方ございまして、平成30年度から特に先ほど申し上げましたように、3割以下に見直しをやっていきたいということでのこのふるさと応援寄附金につきましては、減額という対応をさせていただいているところでもございます。

しかしながら、我々としては改めて返礼品の品質、あるいは新規開発、あるいは他の自治体にはない本町の特産、以前にもお話しさせていただきましたけれども、天童市の将棋の駒が非常に人気があるということで、それは個人のそれぞれの納税者のお名前を書くという行為が非常に将棋ブームに乗ってすばらしい寄附金額になっているということもありますので、私どもにもそういうチャンスがぜひめぐってきてほしいということでの取り組みをさせていただきたいと思っているところでございます。

次に、文化財等の活用についてお答えをさせていただきます。

本町において長く守り伝えられてきました有形無形の文化財等は地域の誇りであると認識しております。また、地域づくりにも欠かせない本当に貴重な財産であると思っております。これらの活用にあたっては、文化庁でも文化資源の活用、情報発信の強化や修理・美装化ということで、観光資源にまで進めていただきたいということがあります。

我々については、この白鷹町にあるものの評価そのものすらわからない部分がありますが、かつてあゆ一むで塩田行屋の仏像を展示させていただきました。これが、私どもが

考えるよりもはるかに多い方々がお尋ねいただきまして、観賞していただいたという行為もございます。

それらを考えますと、我々が毎日生活しているこの町の資産というものはなかなか私どもではわかりにくい部分がありますので、改めて来年度は文化財活用コーディネーターを配置していきたいと。その方がいろいろ町の文化財を見ていただき、貴重なものと当然これからなくなるようなものはそのまま保存をするという形を、いろいろ交通整理をしていただきたいということで、実はこの文化財の活用コーディネーターを配置したいという考え方でございます。

次に、新図書館の運営についてお答えをさせていただきますが、先ほど新図書館については、関議員にもお答えしたとおりでございます。非常に本離れが進んでいる中で、我々としてまちづくりの中でも非常に大切なものであると認識しております。これらを踏まえまして、この学習ニーズやあるいはライフスタイルに合った図書館サービスや運営方法を模索してまいりたいと考えているところでございます。

それから、今後ともいいですか、常に今後とも町民誰もが安心して暮らせるまちづくりの考え方ということでありますが、町政運営全般にということになりますけれども、一番大きな影を落としている問題は人口減少でございます。人口減少がまちづくりに大きな影を落としていると。そしてそれを克服していきたいというのが町の最重要課題として捉えさせていただいているところでございます。この今後のまちづくりにつきましても、その視点を持ちながら、第6次の総合計画の策定に着手してまいりたいと思っております。これは、私どもの町だけではなくて、全国のそれぞれの自治体もほぼ同じような感覚の中で取り組まれるのではないのかなと思っておりますので、この辺は我々としての特徴、まちづくりの特徴というものをどこに出せるのかということが非常に大事な部分になってくるのではないのかなと思っております。

私が掲げさせていただいております「笑顔かがやき 心かよう 美しいまち」と、これは誰もが安心して住める町、老若男女が安心して住める町の中で笑顔が輝くと、そしてコミュニティがお互いにわかり合えるような信頼関係ができる心通う、そして皆さんとして町として安心できるまちづくりをさらに進化をさせていきたいと考えているところでございます。

それから、コミュニティセンターの現状分析と将来展望ということに相なりますけれども、地区公民館からコミュニティセンターということに教育委員会部局から町長部局に所管を変えましてから3年が経過しようとしているところでございます。大変当初は自分たちがみずからということに対しての取り組みに非常に戸惑いがあったということは、私自身も認識はしております。しかしながら、先駆的なコミュニティセンターが出てきているということもこれは1つの大きな足がかりとなりまして、そこに負けないように、追い越していきたいという気持ちがそれぞれの地区コミュニティセンターにも出

てまいりまして、お互いに今切磋琢磨しておられる状況だと認識しております。

そういう状況を踏まえながら、今年度から実は交付金制度事業をつくろうと、自由に自分たちが使いながら、使途を町では極端なことを決めないで、それぞれのコミュニティセンターの中で方向性を出していただきながら、今まで町にいろんな協働のまちづくり事業の中で20万円、あるいは5万円という制限の中でやってきたものをみずからでやっつけていこうということにできるような制度設計をしているということでもあります。

ただ、これもまた難しい課題がございまして、全てがそれで通るということではないと思いますけれども、何とぞその辺の形を考えていただきたいと思っております。

それから、地域おこし協力隊でございまして、現在6名の方がいらっしゃいますけれども、一生懸命頑張っていていただいておりますが、どうもいろいろな家庭の事情もあるようでございまして、それぞれの生家に帰らなければならない、あるいはお婿さんに行ってしまったとか、決してこれは悪いことではありませんので、我々は白鷹で成長していただいてそういう方向に至ったということに関しましては、私は喜んでお送りさせていただきたいと思っております。さらに、白鷹の独特なまちづくりに関しまして、興味があるようでございまして、現在も1名申し込みが来ております。これからいろいろ検討をしながら、進めていくということが必要なのではないのかと。人数ではなくて、私はやりたいと、こういうことをやりたいという方が地域おこし協力隊として白鷹町に希望を出していただけるならば、私は大いに応援をしてみたいと思っております。

いよいよ3年目を迎える地域おこし協力隊の方もいらっしゃいますので、その方々につきましても、これから自分たちは何をなすべきかという既に準備も入っているということでありまして、私としては期待をしながら、そして改めて応援をしてみたいと思っております。

以上、今野議員への総括質疑の答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 今野正明君。

○14番（今野正明） ありがとうございます。

これからの第二質問につきましては、ちょっと要望なども含めながら質問させていただきます。

今町長からは、町長を先頭にして意欲あるまちづくりに取り組んでいくというようなお話もいただきました。今地方自治体には、創意工夫とやる気が求められているのではないかなと感じております。このやる気、熱意というものは行政当局ばかりではなくて、回答もいただいておりますけれども、町民の間にも地方都市で人口減少、あるいは地方過疎化、高齢化する中でどのようにして生き残りをかけていくのかというようなことを町民皆さんにもその意識を醸成していただいて、一体化したまちづくりが必要ではないかなと考えております。そのようなところをこれからもPDCAをしっかりとやりなが

ら、まちづくりを進めていただきたいなとこんなふうに思うところでございます。

基本構想につきましては、今申し上げましたように、特に地方には創意工夫が求められているということでございます。第5次総合計画までにはまちづくりは人づくりと、そういったことでやってまいりました。人づくりを人材育成、人づくりをベースに置いてやってきたわけですけれども、そこにぜひ創意工夫というようなものもベースに入れたまちづくりの構想が必要ではないのかなと、そのように思っておりますので、ぜひその辺も検討いただきたいものだなと思います。

そして、ふるさと納税でございます。28年度は1億円を超えているということで、ことしは取らぬ狸にならないようにということでしょうけれども、控え目な予算、これは当局としては当然であろうと思います。ただ、しかし他の自治体ではと言いましょか、総務大臣の意向の中にもある程度自治体の自主性に任せるという言葉も入っているようであります。これまでの実績があるわけですので、これでよいということではなくて、頑張る、それこそ熱意や工夫を忘れないでいただきたいなと思う次第であります。

それから文化財でございますけれども、これは長い歴史の中で生まれ、今日まで守られてきた重要な町の宝物であると思います。県、町、国等に指定されたものばかりではなくて、それに準ずるものが、先ほど町長がお話しされましたように、我が町には保管されているのではないかなと思います。ぜひ、その辺のところは保管ばかりではなくて、公開していただいてさきの観光の中にもありましたけれども、町内周遊を推進するまるごと白鷹町というような企画もあるようです。そういったところに加えていただくような形で情報発信をぜひしていただきたいものだなと思います。

それから、図書館であります。図書館については、我が町の場合はまちづくり複合施設ということで、庁舎や防災センターあるいはラウンジなどそういったものと一体として建設されます。これは建てて終わりということではなくて、建設されましたらそこがスタートだと私は思っております。その観点から、今図書館は蔵書の数だけではなくて、地域の人たちの交流の場であったり、文化活動の場であったり、その機能はますます多様化しているのではないかと思っております。その辺のところを我が町の一体化したまちづくり複合施設の中で、条件のよい使い方が利用形態があるのではないかと思っております。ぜひこれも町民のアイデアなどももらいながら、良好な図書館運営を進めてもらいたいなと思います。

それから、長井線、それから荒砥高校、町立病院、私はいつも申し上げておりますけれども、ぜひこれだけは人口減少があつたとしても、死守していただきたい。こんなふうに思っております。人口減少は町の責任でも、誰の責任でもないこのような社会現象だと思いますので、そこに余りとらわれることのないように、そしてただし、高校とか町立病院、こういったものは我が町よりも人口の少ない自治体でもしっかりと経営をしている、苦しいながらも頑張っているところがあるわけですので、我が町にもできない

はずはないと思います。ぜひそのようなことで頑張ってもらいたいなと思います。

高齢者や障がい者などの弱者の方々に、安心・安全のまちづくりでありますけれども、これらについても国では1億総活躍社会などというものを掲げております。町民の誰もが分け隔てなく、安心して暮らせるまちづくりを進めていただきたい、活躍できるまちづくりを進めていただきたい、このように思います。

そして、地域コミュニティでございますけれども、公民館からコミュニティに変わる時には、地域づくりの拠点としてということで、その地域の人たちの自主的、自律的な活動を重んじていきますよ、頑張ってくださいますよというような趣旨であったろうと思います。なかなか3年という状況の中では、その結果を見出すというのは人がやることですので、大変であろうと思います。しばらくの間、さらに主体的、自主的なコミュニティづくりを当局としても見守っていただきたいし、積極的にそういった地域づくりを推進しているところについては、しかるべき予算配置などもしていただいて、ぜひ本来のあり方に進めていただきたいなと思います。

共通事項のいわゆるこういった支援事業、こういったものについてはなかなか町民の皆さんがどのような支援策があるのかをわからないでいる人も多々あるかと思えます。この点についてはぜひ一覧なり、ホームページなり、そういったところにわかりやすく掲載するなり、周知して、それこそ1億総活躍社会、白鷹町民1万4,000人、総活躍社会ができるように、そのような情報の提供もしていただきたいなと思います。

以上、第二質問といたします。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 第1点目、基本構想に取り組む姿勢として創意工夫を持って頑張っ
てほしいという大変ありがたいお言葉をいただいたところでございます。実は、先ほども申し上げましたけれども、この基本構想、31年から第6次に移っていくという形にしていきたいなと思っております。ただ、大きく変貌する部分も、国家的な流れで変貌します。ということは、来年の4月末で天皇がご退位なされて、新元号がそこで公布されると。これはどういう経済的影響になるのか、我が町にとってどのようなことになるのか予測すらできないというような状況であります。

それから、もう一つは消費税が来年の10月から課されるということが、経済がここまで今順調に進んでいるものが、どうなるのか、それも我々の段階ではとても把握すらできないと。それから、さらには平成31年でございますけれども、森林環境税が出まして、森林環境税の譲与税が白鷹町にも数百万円入ってくるだろうと思っております。これは、我々がおかげさまで森林林業の再生プロジェクトということを掲げさせていただき、全国にも先駆けた取り組みをさせていただいているという中で、大変今それぞれの注目を浴びているというところでございます。ただ、これが1つの循環ができるかどうか、これは我々も非常に大変なことでありますけれども、限られた職員の人数でどこまで対応

できるか、非常に難しい問題もあるなど思っております。

そのようなことを踏まえながら、まちづくり、地域づくりという中での我々は方向づけ、道しるべをぜひこのようなことをつくってまいりたいと考えているところでございます。そのような中で今アンケート調査などもさせていただいているということでございまして、大変ご負担もかけておりますけれども、それらを取りまとめながらまちづくりをさせていただきたいと思っておりますのでございます。

また、ふるさと納税につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。やはり自主性に任せるといいましても、かなり厳しいお達しも文書も流れてきておりますので、そういうことを我々は遵守しながらやっていきたいと、もともとふるさと納税というものがなくても地域づくりは我々進めてきたわけでありますので、それは人材育成等々に使わせていただくという主眼を持って取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

人材育成ということについては、相当我々が腹をくくりませんとできないことでありますので、そういうことで進ませていただきたいと思いますと思っておりますのでございます。

それから、文化財ということ、文化財というのは国指定もありますし、県指定もございます。町指定もございます。これは指定がなくても、町の文化的な資源であるという視点で物語を見ていきませんと、これからどんどん私はそれがなくなってくるというように思っております。そういう視点を専門的な知識を持った方に、やはり見分けをしていただくと、分別をしていただくということも大切なことであろうということで、コーディネーターの配置ということを考えさせていただきたいと思うところでございます。

それを実際にやるといたしましても、時間だけは、少々いただきたいと。相当準備をしながら、相当我々も専門的なその方だけに負担をかけるということだけでなく、全体的にどういうものを今後残していくべきなのかということを考えられる組織体をつくっていく必要があるだろうと思っておりますので、少し時間をいただきたいと思っております。

それから、図書館を含めたこの町民のアイデアなども含めながらというお話でございますけれども、まず一番大事なことは、町民の皆様方、あるいは利用される皆様方、あるいはこれから白鷹町を担っていく児童生徒の方々に信頼していただける図書館になり得るのかどうか、私はこれが一番大切なことであろうと思っております。

例えば、蔵書数からいきますと、まだまだ規模の大きいところがたくさんございます。蔵書数の多少ではなく、例えば読みたいという本が我々がどこまで短時間の中で準備をすることができるか、これがネットワークも使えるわけであります。この辺が我々は町民の皆様方から信頼される図書館づくりをどうつくっていくかということを考えていきたいと思っております。

それから、人口減少社会の中でぜひ死守していただきたいという気持ちは十分わかります。ただ、やはりこれは利用者があってのフラワー長井線であると。それから、入学

者があって高校を利用する子どもたちがあっての荒砥高校であると思っています。県立高校であるということにはわかりはないわけですし、その中にはルールもあるわけであり、ですから、そういうものを我々は守りながら、では次の手をどうやって打つことができるかどうか、それにかかわる財源はどうあるべきなのかということで、我々は今の段階では外部からの応援しかできないという状態でございますので、この辺についてはぜひ皆様方にも知恵を絞っていただきまして、何とか山形鉄道あるいは荒砥高校を含めた、あるいは当然病院などももちろんでございます。病院はこれは町立でございますので、絶対に守るといことはお約束はできるわけでございますけれども、そのほかのものについては簡単にはい、守りますと言いましても、これは違うことがありますので、この辺はご理解を賜りたいと思います。

それから、地域コミュニティについては、自主的、自律的に活動できるようにと、ただ温度差があるということもこれは事実、私も認識をさせていただいております。この温度差をできるだけ差がないように近づけていくことも私に課せられた大事な部分であるだろうと思っております。この辺については、相当認識も深まってきたようでもございますし、この独自性というものを生かしていくためには、地域のそれぞれの地区のコミュニティセンターのエリアにお住まいの住民の皆様方との信頼関係が絶対必要です。これがなければ前に進みません。そういうことをぜひ今まであなた任せのものの中でやってきたものではないものをつくっていく必要があるだろうと。これには、我々もその責務というものもありますので、地域の皆様方にはそういうことをご理解いただきながら、やっていくと、ということはやはり先ほど申し上げましたような地域の中での課題というものを明確に把握して、ではそれをどうやってその課題解決に向けて取り組むかと、そこからスタートするのではないかなと認識をしているところでございます。

そのようなことを一つ一つ積み重ねながら、地域がより活性化するように頑張らせていただきたいと思っておりますし、期待もしておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

○議長（遠藤幸一） ちょっとここで申し上げますけれども、町長答弁の中で、最後の答弁が抜けておったようでありますので、町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 大変申しわけございませんでした。平成28年のふるさと納税額が、私1億4,000万円というお話をしたみたいなのですが、1億1,400万円だそうですので、大変申しわけございません、訂正をさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午後2時12分）

再 開 （午後2時12分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） どうも済みませんでした、平成30年予算につきまして、移住定住支援の制度の周知ということでございます。それを私コミュニティと一緒にしたつもりだったのですが、大変申しわけございませんでした。

いろいろ移住定住については、どこの自治体も同じような施策を掲げながら取り組んでいるというのが、知恵を絞りながら競争をやらせていただいております。おかげさまで、本町については移住定住の相談も結構ございますし、また定住に向けての対応もかなり来ておられます。実際には、人数は今資料を持ち合わせておりませんが、間違いなく来ております、来られております。この辺についてはぜひそれぞれの町民の皆様方にもご理解いただけるような1つの資料として準備できるものは準備してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 今野正明君。

○14番（今野正明） 町長からも今ご回答いただきましたように、国の動向の変化もありまして、地方の自治体にとっては、ますます先の状況を読むには大変な時代になっているのかなと思います。そんな中で今町長からも繰り返しお話がありましたように、要はまちづくりは町民の皆さんとの信頼関係にあると、そこを何度も繰り返されました。私もそのように思っております。例えば観光なんかについては、実行委員会、あるいは観光協会等々の協力を得て成り立っておりますし、このたびは日本の紅（あか）をつくるまちの事業に教育委員会では小中学校全てで紅花栽培を頑張っていただけ。目を世界に、心ふるさととといったふるさと学習にも合致しているのではないかな、こんなふうにそれぞれの人々に協力をいただいて、まちづくりが成り立っているのだなということで、頭の下がる思いがいたしますけれども、ここのところを第6次の総合計画等にぜひ反映させていただいて、良好なまちづくりを進めていただきたいなと思います。何かあれば、町長のご意見を伺って終わりにしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今議員からございましたように、これからのまちづくりにつきましては、負の部分、人口減少、少子高齢化というようなこと、これがどこの自治体においてもこれは同じような状況下の中で進むわけでございますが、私どものまちづくりの中ではやはりそれらを払拭できるようなぎわいをつくり、安心して住んでいただけるまちづくりというものが求められてくるだろうと思います。直ちにそれに全てが合致するようなまちづくりは大変厳しいものがあるかと思いますが、知恵を絞りながら他の自治体と競合しても、負けないようなまちづくりを進めてまいりたいと思っておりますので、改めて議員の先生方のお力もぜひお貸しいただきながら、まちづくりを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤幸一） ほかにございませんか。

総括質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。一括議題とされた平成30年度各会計予算10件の審査については、予算特別委員会に付託し審査することにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、平成30年度各会計予算10件は、予算特別委員会に付託し審査することに決しました。

予算特別委員会は、3月12日及び13日に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

○議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 次に移ります。

日程第16、議第14号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第14号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、2月13日付で行いました専決処分について、承認を求めるものであります。

内容といたしましては、断続的な降雪による除排雪経費の増嵩に伴い、町民生活の安全・安心の確保を最優先として豪雪対策本部会議を設置し、特に町道等の除排雪経費について、所要の措置を緊急に講じたものであります。

対応する財源といたしましては、地方交付税、財政調整基金繰入金及び繰越金で対処したものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ8,150万円を追加し、歳入歳出それぞれ100億294万2,000円となったものであります。

なお、詳細につきまして総務課長より説明いたさせますので、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

専議第2号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）。

平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億294万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

予算説明書の3ページをお開きをお願いいたします。

歳入について説明を申し上げます。

補正額、計、及び概要を申し上げます。

9款1項1目地方交付税、2,565万8,000円、33億6,165万8,000円。普通交付税を計上したものでございます。

17款繰入金1項基金繰入金11目財政調整基金繰入金。内容でございますが、予想を超える除排雪経費の財源対応といたしまして繰入を行ったものでございます。

18款1項1目繰越金、584万2,000円、4億8,886万4,000円。一般財源として充当をしたものでございます。

次に、歳出を申し上げます。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費50万円、4,774万2,000円。除排雪等委託でございまして、庁舎周辺の駐車場等の除排雪に対応をするものでございます。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費8,100万円、4億1,769万7,000円。内容でございますが、除雪機の修繕及び除雪委託費の追加計上を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第14号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第17、議第15号 白鷹町副町長の選任についてを議題といたします。

ここで、副町長 横澤 浩君の退場を求めます。

〔副町長 横澤 浩 退場〕

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第15号 白鷹町副町長の選任についての提案理由を申し上げます。

白鷹町副町長 横澤浩は、平成30年3月31日に任期が満了するので、引き続き当人を白鷹町副町長に選任するため、提案するものであります。

議会の同意を求める者の住所、白鷹町大字横田尻7062番地の2。氏名、横澤浩。生年月日、昭和29年11月21日。

何とぞよろしくご同意賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。なければ採決いたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なお、この採決については、関千鶴子さんほか2名から無記名投票にされたいとの要求がありますので、白鷹町議会会議規則第81条第1項の規定により、無記名投票により行います。

ここで議場を閉鎖いたします。

〔係長により議場を閉鎖〕

○議長（遠藤幸一） ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。白鷹町議会会議規則第31条第2項の規定により、議長より指名いたします。

立会人に12番、菅原隆男君、13番、関千鶴子さんを指名いたします。

それでは、投票用紙を配布いたします。

念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載してください。なお、白鷹町議会会議規則第83条の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

〔事務局職員により投票用紙を配布〕

○議長（遠藤幸一） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

〔係長により投票箱を点検〕

○議長（遠藤幸一） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、

順次投票願います。

- 議会事務局長（樋口 浩）** 私から点呼いたしますので、投票箱の方にお進みいただきまして、投票箱に向かって右側から回りまして左側の方に抜けていただくようお願いをいたします。

〔議会事務局長の点呼により投票開始〕

- 議長（遠藤幸一）** 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（遠藤幸一）** 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。立会人は、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔事務局職員により開票〕

- 議長（遠藤幸一）** 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、うち有効投票13票、無効投票ゼロ票であります。

有効投票中、賛成10票、反対3票。賛成多数。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

以上で、議場の閉鎖を解きます。

〔係長により議場を開放〕

ここで横澤浩君の入場を許可します。

〔副町長 横澤 浩 入場〕

暫時休憩をいたします。

休 憩 （午後2時37分）

-
- 議長（遠藤幸一）** ここで、ただいま副町長に選任同意されました横澤浩君よりごあいさつをいただきます。

- 副町長（横澤 浩）** ただいま議会のご同意をいただきました。再び副町長として町政に参与する機会を与えていただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

今や地方行財政の当面している課題は、急激な人口減少の中、少子高齢時代を迎え、複雑多岐にわたりますけれども、共創のまちづくりをもとに、諸課題に1つずつ丁寧に対応し、課題解決に向けた施策を実行していく組織力が不可欠と考えております。

今後も皆様方のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

- 議長（遠藤幸一）** ここで私から一言申し上げます。

人口減少、少子高齢社会の進行により、地方を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。本町では、人材育成をベースに子育て・教育、雇用・産業、地域、防災を柱とする第5次白鷹町総合計画後期基本計画の着実な推進に地方創生総合戦略を

あわせて、まちづくりを進められておりますが、人口減少緊急対策を初め、まちづくり複合施設等施設整備、西廻り幹線道路等の主要道路整備など、多くの課題が山積しております。

横澤副町長におかれましては、今後とも、高い識見と豊富な行政経験を生かし、佐藤町長を補佐し、積極的なおかつ丁寧に、町民福祉の向上並びに魅力あるまちづくりにご尽力されますようお願いを申し上げます。ご活躍を心からご期待を申し上げます。

このまま休憩いたします。再開は午後2時55分といたします。

再 開 (午後2時55分)

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。
次に移ります。

○議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第18、議第16号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第16号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員 高橋武夫は平成30年6月30日に任期が満了するので、引き続き同人を候補者として推薦するため提案するものであります。

人権擁護委員に推薦する者は、住所、白鷹町大字高玉1645番地。氏名、高橋武夫。生年月日、昭和21年1月2日。

何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第16号について、原案のとおり適任と決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

○議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第19、議第17号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第17号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員 鈴木成子は平成30年6月30日に任期が満了するので、引き続き同人を候補者として推薦するため提案するものであります。

人権擁護委員に推薦する者は、住所、白鷹町大字中山537番地。氏名、鈴木成子。生年月日、昭和28年5月22日。

よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、採決いたします。

議第17号について、原案のとおり適任と決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

○議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第20、議第18号 白鷹町議会の議決すべき事件を定める条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第18号 白鷹町議会の議決すべき事件を定める条例の設定についての提案理由を申し上げます。

定住自立圏形成協定について、議会において議決すべき事件とするため提案するものであります。

なお詳細につきましては、企画政策課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 企画政策課長、湯澤政利君。

○企画政策課長（湯澤政利） ご説明いたします。

議第18号 白鷹町議会の議決すべき事件を定める条例の設定について。

白鷹町議会の議決すべき事件を定める条例を次のように制定する。

白鷹町議会の議決すべき事件を定める条例

趣旨

第1条 この条例は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会において議決すべき事件を定めるものとする。

議会の議決すべき事件。

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

（1）定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定の締結、変更または廃止に関すること。

附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第18号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第21、議第19号 日本の紅（あか）をつくる町推進拠点施設の設置及び管理に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第19号 日本の紅（あか）をつくる町推進拠点施設の設置及び管理に関する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

日本の紅（あか）をつくる町推進拠点施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、提案するものであります。

なお、詳細につきましては企画政策課長に説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 企画政策課長、湯澤政利君。

○企画政策課長（湯澤政利） ご説明申し上げます。

議第19号 日本の紅（あか）をつくる町推進拠点施設の設置及び管理に関する条例の
設定について

日本の紅（あか）をつくる町推進拠点施設の設置及び管理に関する条例を次のように
制定する。

日本の紅（あか）をつくる町推進拠点施設の設置及び管理に関する条例。

設置

第1条 日本の紅（あか）をつくる町として国内有数の生産量を誇る紅花のさらなる
生産拡大並びに紅花に関連した展示及び体験を通じた誘客を促進するとともに、地域住
民による産業の振興及び地域活動の活性化に資するため、日本の紅（あか）をつくる町
推進拠点施設（以下「推進拠点施設」という）を設置する。

名称及び位置

第2条 推進拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 日本の紅（あか）をつくる町推進拠点施設

位置 白鷹町大字十王4068番地2

施設

第3条 推進拠点施設の施設は、次のとおりとする。

第1号 日本の紅（あか）をつくる町推進拠点施設

第2号 その他付帯施設

管理

第4条 推進拠点施設は常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じ効率的
に運用しなければならない。

使用

第5条 施設の使用に関しては、白鷹町コミュニティセンターの設置及び管理に関す
る条例の定めるところによる。

委任

第6条 この条例の定めるもののほか、推進拠点施設の管理及び使用に関し必要な事
項は、町長が別に定める。

附則 この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第19号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第22、議第20号 白鷹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第20号 白鷹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について、提案理由を申し上げます。

介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定等を町が実施することとされたことにより、当該指定等に必要な基準等について定めるため提案するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第20号 白鷹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について。

白鷹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

白鷹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例。

条例の制定要旨よりご説明申し上げます。制定要旨をお開き願います。

本条例につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律によります介護保険法の一部改正に伴い、これまで県が実施をしておりました指定居宅介護支援事業者、いわゆるケアマネージャーの事業所でございますけれども、の指定等を町が実施することとされたため、居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものでございます。

条項、見出し、基準の類型、独自基準、制定の要旨の順に説明申し上げます。

なお、基準の類型、独自基準の部分について補足で説明させていただきます。

本条例中におきます事業所の基準等に関する規定につきましては、厚生労働省令で定める基準にしたがい、定めるべき事項と、厚生労働省令で定める基準を参酌、十分参考にしてということでありますけれども、参酌し、定める事項がありまして、それらを踏まえ規定したものについては、基準の類型欄に従う、参酌というように記載をしております。また、省令の基準を参酌し、独自基準を定めた規定につきましては、独自基準欄に表示をしております。独自基準欄が空欄のものにつきましては、基準どおりの規定としているものであります。

第1条 趣旨、条例の制定根拠等について定めるものです。

第2条 基本方針、参酌、指定居宅介護支援の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう公正中立で適切なサービスの提供、関係機関との連携等事業の基本方針について定めるもの。

第3条 暴力団の排除、町が指定できる事業者から暴力団等を排除することを定めるもの。

第4条 指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準、事業者は法人であることを定めるもの。

第5条 従業者の員数、従う、事業者は指定居宅介護支援に当たる必要な数の介護支援専門員を置くよう定めるもの。

第6条 管理者、従う、事業者は事業所ごとに常勤の管理者を置くことなどを定めるもの。

第7条 内容及び手続の説明及び同意 従う項目等と参酌の項目がございます。

事業者は運営規程の概要などについて、利用申込者の同意を得ることなどを定めるもの。

第8条 提供拒否の禁止、従う、事業者は正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒めないことを定めるもの。

第9条 サービス提供困難時の対応、参酌、事業者はみずからの事業実施地域等を勘察し、適切な指定居宅介護支援の提供が困難であると認めた場合は、他の事業者の紹介、その他必要な措置を講じるよう定めるもの。

第10条 受給資格等の確認、参酌、事業者は被保険者証によって利用申込者の被保険者資格、要介護認定の有無、及び有効期限を確かめるよう定めるもの。

第11条 要介護認定の申請に係る援助、参酌、事業者は被保険者の要介護認定に係る申請等について、必要な協力及び援助を行うよう定めるもの。

第12条 身分を証する書類の携行、参酌、事業者は当該事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、利用者から求められたときは提示するよう定めるもの。

第13条 利用料等の受領、参酌、事業者は指定居宅介護支援を提供した際に、利用者から支払いを受ける利用料とサービス計画費との間に不合理な差額が生じないように定め

るもの。

第14条 保険給付の請求のための証明書の交付、参酌、事業者は利用者に対し、提供した支援の利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を交付するよう定めるもの。

第15条 指定居宅介護支援の基本取扱方針、参酌、指定居宅介護支援は、医療サービスとの連携に十分配慮しながら、利用者の要介護状態の軽減、または悪化の防止に資するよう行うとともに、質の評価を行い、常にその改善を図るよう定めるもの。

第16条 指定居宅介護支援の具体的取扱方針、従うと参酌の項目がございます。第2条に規定する基本方針及び第15条に規定する基本取扱方針に基づき、具体的な取扱方針を定めるもの。

第17条 法定代理受領サービスに係る報告、参酌、事業者は町に対しサービス計画に関する情報を記載した文書またはサービスの支給に係る事務に必要な情報を提出するよう定めるもの。

第18条 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付、参酌、事業者は利用者が他の事業所を希望する場合や利用者から申し出があった場合には、サービス計画等の状況に関する書類を当該利用者へ交付するよう定めるもの。

第19条 利用者に関する町への通知、参酌、事業者は利用者が正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わず、要介護状態を増進させたときや不正な行為により保険給付の支給を受けたときは、その旨を町に通知するよう定めるもの。

第20条 管理者の責務、参酌、管理者は事業所の従業員の管理や指定居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握など、一元的に管理することを定めるもの。

第21条 運営規程、参酌、事業者は事業所ごとに事業の運営について重要事項に関する規定を定めるもの。

第22条 勤務体制の確保、参酌、事業者は利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう従業員の勤務体制及び研修機会の確保などについて定めるもの。

第23条 設備及び備品等、参酌、事業者は運営に必要な事業所の広さを有するとともに、支援の提供に必要な設備及び備品を備えるよう定めるもの。

第24条 従業員の健康管理 参酌 事業者は従業員の清潔の保持及び健康状態について管理することを定めるもの。

第25条 掲示、参酌、事業者は事業所の見やすい場所に運営規程の概要や重要事項を掲示するよう定めるもの。

第26条 秘密保持、従う、事業所の従業員等は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するよう定めるもの。

第27条 広告、参酌、事業者が事業所について広告する場合は、内容に虚偽または誇

大がないよう定めるもの。

第28条 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等、従う、事業者等は、サービス計画の作成及び変更について、特定の事業者等によるサービス利用の指示、またはその指示による対償の収受について禁止することを定めるもの。

第29条 苦情への対応、参酌、事業者が計画したサービス等について、利用者及びその家族からあった苦情に対する事業者の対応について定めるもの。

第30条 事故発生時の対応、従う、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合の事業者の対応について定めるもの。

第31条 会計の区分、参酌、事業者は事業所及び事業ごとに会計を区分するよう定めるもの。

第32条 記録の整備、参酌、一部独自がございませぬ。事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するよう定めるもの。書類の保管年数について国の基準としては2年としておりますが、町では他の条例との整合を図り、5年とするものでございませぬ。

第33条 準用、基準該当居宅介護支援の事業について、指定居宅介護支援事業に関する規定を準用することを定めるもの。

第34条 委任、条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるもの。

附則、平成30年4月1日から施行するもの。

以上でございませぬ。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めませぬ。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第20号について、原案のとおり決するにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めませぬ。よって、本案は原案のとおり可決されませぬ。

○議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第23、議第21号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めませぬ。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第21号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

国民健康保険法の一部改正に伴い、平成30年度以降の財政運営の責任主体が県へ移行することから、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、詳細につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長、高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明いたします。

議第21号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

議案書の一部改正要旨をお開きください。

今回の改正は、国民健康保険法の一部改正に伴い、平成30年度以後の財政運営の責任主体が県へ移行することにより、国民健康保険税の充当目的を国民健康保険に要する費用等から、県に対する国民健康保険事業費納付金等に改めるとともに、参考として示された県算定の標準保険料率をもとにした保険税率とする等、所要の整備を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

第3条第1項 課税額、改、基礎課税額（以下医療分という）後期高齢者支援金等課税額（以下、支援金分という）介護納付金課税額（以下、介護分という）について、充当目的を国民健康保険に要する費用等から県に対する国民健康保険事業費納付金等に改めるもの。

第3条第2項から第3条第4項まで、いずれも改です。医療分、支援金分及び介護分の算定を所得割及び資産割並びに均等割及び平等割による4方式から、資産割を除いた3方式とし、文言を整理するもの。

第4条第1項から、第6条の2まで、国民健康保険の被保険者に係る税率等でいずれも改です。

次のページをお開きください。

第7条から第7条の4まで国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率等でいずれも改であります。

第8条から第8条の4まで介護納付金課税被保険者に係る税率等で、いずれも改です。前のページをお開きください。

税率等を次のように改めるもの。所得割額全世代負担の医療分、支援金分の合計を引き下げ、介護分も引き下げるもの。改正後、医療分5.9%、支援金分2.4%、介護分1.8%、資産割額廃止、次のページをお開きください。

均等割額、全世代負担の医療分、支援金分の合計を据え置き、介護分は引き下げるもの。改正後医療分2万4,500円、支援金分8,900円、介護分9,600円。平等割額特定・特定継続世帯以外の世帯、全世代負担の医療分、支援金分の合計を据え置き、介護分は引き下げるもの。改正後、医療分1万8,000円、支援金分7,100円、介護分4,400円。特定世帯（2分の1軽減）、医療分、支援金分の合計を据え置くもの。改正後、医療分9,000円、支援金分3,550円。特定継続世帯（4分の1軽減）、医療分、支援金分の合計を据え置くもの。改正後、医療分1万3,500円、支援金分5,325円。

第9条第1項第1号 国民健康保険税の減額、改、7割軽減世帯に係る軽減分を次のように改めるもの。均等割額、改正後、医療分1万7,150円、支援金分6,230円、介護分6,720円。平等割額（特定・特定継続世帯以外の世帯）、改正後、医療分1万2,600円、支援金分4,970円、介護分3,080円。平等割額（特定世帯）、改正後、医療分6,300円、支援金分2,485円。平等割額（特定継続世帯）、改正後、医療分9,450円、支援金分3,728円。

第9条第1項第2号、改、5割軽減世帯に係る減額分を次のように改めるもの。均等割額、改正後、医療分1万2,250円、支援金分4,450円、介護分4,800円。平等割額（特定・特定継続世帯以外の世帯）、改正後、医療分9,000円、支援金分3,550円、介護分2,200円。平等割額（特定世帯）、改正後、医療分4,500円、支援金分1,775円。平等割額（特定継続世帯）、改正後、医療分6,750円、支援金分2,663円。

次のページをお開きください。

第9条第1項第3号、改、2割軽減世帯に係る減額分を次のように改めるもの。均等割額、改正後、医療分4,900円、支援金分1,780円、介護分1,920円。平等割額（特定・特定継続世帯以外の世帯）、改正後、医療分3,600円、支援金分1,420円、介護分880円。平等割額（特定世帯）、改正後、医療分1,800円、支援金分710円。平等割額（特定継続世帯）、改正後、医療分2,700円、支援金分1,065円。

附則第1項、施行期日、この条例は平成30年4月1日から施行するもの。

附則第2項、適用区分、改正後の規定は平成30年度以後の年度分について適用し、平成29年度分までについては、なお従前の例による。

附則第3項、平成15年の異常気象による災害の被害者に対する町民税の特例に関する条例の廃止、附則第4項、平成15年の異常気象による災害の被害者に対する国民健康保険税の特例に関する条例の廃止。国民健康保険税の所得割額の算定に関連する条例について、更正可能な年限を超えたことから廃止するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第21号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第24、議第22号 白鷹町国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第22号 白鷹町国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

平成30年度からの国民健康保険運営の広域化に伴い、基金の目的及び処分等について所要の改正を図るため提案するものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 町民課長、中村裕之君。

○町民課長（中村裕之） ご説明申し上げます。

議第22号 白鷹町国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例。

一部、改正要旨によりご説明いたします。

次ページをお開きいただきたいと存じます。

このたびの改正につきましては、国民健康保険法の一部改正に伴い、平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の中心的な役割を担うこととなります。この運営の変更に より保険給付に係る費用は、全額県から市町村に支払われるとともに、市町村は県に国民健康保険事業費納付金を納付する制度に改正されるものでございます。

これらを踏まえまして、町が設置している基金の目的も保険給付費等の財源不足への

対応から国民健康保険税水準の著しい上昇の抑制、年度間の税額の平準化及び国民健康保険事業費納付金の財源不足への対応へと変わるため、主要の整備を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨についてご説明申し上げます。

題名、改、題名を白鷹町国民健康保険事業運営基金条例に改めるもの。

第1条 基金設置の目的、改、設置の目的について、保険給付及び介護納付金等の納付に充てることから、国民健康保険事業の健全な財政運営に資することに改めるもの。

第2条 積立額、改、毎年度基金に積み立てる額について、過去3年間の保険給付費の支出額の平均額の100分の5以上に相当する額から国民健康保険特別会計歳入歳出予算で定める額に改めるもの。

第5条 処分、改、基金を処分できる場合の規定について、保健事業に充てることができる場合の基準をなくし、第1号の処分規定を保険給付老人保健拠出金、後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用から、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に改めるもの。

附則 施行期日、平成30年4月1日から施行するもの。

経過措置、平成29年度予算から支払うべき保険給付費の不足に充てる場合の処分については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第22号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第25、議第23号 白鷹町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第23号 白鷹町後期高齢者医療に関する

条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、国民健康保険と後期高齢者医療保険間において、住所地特例の適用を引き継ぐことを定めるため提案するものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 町民課長、中村裕之君。

○町民課長（中村裕之） ご説明申し上げます。

議第23号 白鷹町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨によりご説明いたします。次ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの改正につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、住所地特例の適用を受けている国保被保険者が年齢到達等により後期高齢者医療広域連合の被保険者となった場合であっても、住所地特例の適用を引き継ぐことを定めるものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨についてご説明いたします。

第3条第2号から第5号 保険料を徴収すべき被保険者 改、住所地特例の適用を受けている国保被保険者が後期高齢者医療制度に加入した場合、住所地特例の適用を引き継ぎ、従前住所地の市町村が加入する後期高齢者医療広域連合の被保険者となることを定めるもの。

附則 第3条、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例、改、後期高齢者医療制度導入時における被扶養者保険の被扶養者であったものに係る保険料の徴収を半年間凍結する特例について削除をするもの。

附則 平成30年4月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第23号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

○議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第26、議第24号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第24号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

平成30年度から平成32年度までの介護保険第1号被保険者の保険料率の改定のほか、市町村特別給付の実施等について定めるため提案するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第24号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨によりご説明申し上げます。改正要旨をお開きください。

今回の改正につきましては、平成30年度から平成32年度までの介護保険第1号被保険者の保険料率の改定のほか、市町村特別給付の実施等について定めるものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に説明をさせていただきます。

第1条の2第1項及び第2項、市町村特別給付、新、介護保険法に規定する市町村特別給付といたしまして、紙おむつの支給を行うことを定めるものでございます。

また、第2項では紙おむつの支給に関し必要な事項を別に定めることとするものでございます。

第3条第1項、保険料率等、改、平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率について基準額を年額7万200円とし、第1号被保険者の所得区分に応じ、それぞれの額を定めるものでございます。

本町におきましては、1段階から10段階まで定めておりまして、基準額というのは第5段階の額となっております。

第3条第2項、改、所得の少ない第1号被保険者の保険料の減額賦課を行う年度を平成30年度から平成32年度とするもの。

第11条から第15条まで、過料、いずれも改でございまして、第11条を削ったことによりまして、1条ずつ文言の整理等を必要なものは行いながら繰り上げるものでございます。

次ページをお開きください。

第16条 委任、新、第11条に規定していた委任に関する規定を16条に定めるものと
ございます。

附則第1項、施行期日平成30年4月1日から施行するもの。

附則第2項、経過措置 平成30年度以降に平成29年度以前の年度において遡及して賦
課とすべき場合があるときの保険料は、なお従前の例によるもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第24号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

○議第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第27、議第25号 白鷹町地域包括支援センターの包括的支援事
業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議
題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第25号 白鷹町地域包括支援センターの
包括的支援事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
についての提案理由を申し上げます。

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、白鷹町地域包括支援センターに置く職員の基
準について所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、何とぞよろしく
ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第25号 白鷹町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨によりご説明申し上げます。お聞きください。

今回の改正につきましては、介護保険法の施行規則の一部改正に伴いまして、白鷹町地域包括支援センターに置く職員の基準を省令の規定に合わせるものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

第1条 趣旨、改、引用条項を整理するもの。

第4条第1項第3号 職員に係る基準及び員数、改、地域包括支援センターに置く主任介護支援専門員について、定義規定を省令の改正に合わせ整理するもの。

附則 平成30年4月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第25号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第28、議第26号 白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第26号 白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

介護保険法の一部改正に伴い、条例中の引用条項を改める必要があるため、提案するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明を申し上げます。

議第26号 白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例。

一部改正要旨によりご説明申し上げます。お開きを願います。

今回の改正につきましては、介護保険法の一部改正に伴いまして、条例において引用しております定義規定の根拠となる条項を改めるものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

第1条 白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、第60条の9第6号、指定地域密着型通所介護の具体的取り扱い方針。

第2条 白鷹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正、第5条 いずれも改でございまして、この2つの条例におきまして、条例中で用語の定義の根拠としております介護保険法の条項に改正があるため、引用条項を整理するものでございます。

附則 平成30年4月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第26号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第29、議第27号 白鷹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第27号 白鷹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、医療と介護の連携強化等に関する所要の整備を行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第27号 白鷹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。一部改正要旨によりご説明申し上げます。お開きを願います。

今回の改正につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴いまして、指定介護予防支援事業者から医師等への情報提供等、医療と介護の連携強化等に関する所要の措置を講ずるものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

第2条第4項 基本方針、改、指定介護予防支援事業者が事業の運営に当たり連携に努めるべき対象に、指定特定相談支援事業者を加えるもの。

第7条第2項から次ページの第8項まで、内容及び手続の説明及び同意、第3項が新ということで、そのほかは改でございませう。

第2項につきましては、指定介護予防支援事業者が行う利用者に対する説明事項に利用者が複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができる旨を加えるもの。

第3項 指定介護予防支援事業者は、利用者が病院、または診療所に入院する必要が生じた場合に、担当職員の氏名等を当該病院または診療所に伝えるよう利用者及びその家族に求めなければならないことを加えるもの。

そのほかの条項につきましては、第3項の新設によりまして、文言等を整理し、繰り下げを行うものでございます。

第33条第1項第9号から第33条第1項第21の2号までの部分につきましては、指定介護予防支援の具体的取り扱い方針でございます。

第33条第1項第9号、改、サービス担当者会議に利用者及びその家族参加を基本とすることを加えるもの。

第14の2号、新、担当職員は、指定介護予防サービス事業者から利用者の情報提供を受けた場合、利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち、必要と認めるものを主治の医師、もしくは歯科医師、または薬剤師に提供することを加えるもの。

第21号、改、文言を整理するもの。

第21の2号、新、担当職員は利用者が医療サービスの利用を希望している場合に、主事の医師の意見を求めた場合には、当該介護予防サービス計画を主治の医師に交付しなければならないことを加えるもの。

附則 平成30年4月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第27号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第30、議第28号 白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第28号 白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額の改定等を行うため提案するものがあります。

なお、詳細につきましては建設水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、菅原良教君。

○建設水道課長（菅原良教） ご説明申し上げます。

議第28号 白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨によりご説明申し上げますので、ごらんをいただきたいと思います。

このたびの改正につきましては、道路法施行令の一部改正に伴いまして、道路占用料の額の改定等を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

別表第2条関係、改、道路法施行令の基準に合わせて、道路占用料の額を改定し、占用物件の区分に地下に設ける食堂施設等の区分を新たに設けるものでございます。

また、占用料の額の計算に係る占用面積等の端数処理方法を改めるものでございます。特に、主な占用物件の占用料の改正状況についてご説明いたします。

第2種電柱、こちらは東北電力の電柱になりますけれども、480円が470円に、第1種電話柱ということで、こちらはNTTの電話柱ということになります、280円が270円ということで、それぞれ10円減額となるものでございます。

附則 平成30年4月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第28号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

○議第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第31、議第29号 白鷹町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第29号 白鷹町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園の運動施設率を定めるため提案するものであります。

なお、詳細につきましては建設水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、菅原良教君。

○建設水道課長（菅原良教） ご説明申し上げます。

議第29号 白鷹町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町都市公園条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨によりご説明申し上げますので、ごらんをいただきたいと思います。

このたびの改正につきましては、都市公園法施行令の一部改正に伴いまして、全国で一律となっております都市公園の運動施設率、これは1つの都市公園内に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合でありますけれども、その上限につきまして100分の50を参酌基準としまして、地域の実情に応じ都市公園を設置する地方公共団体の条例で定めるということになったために、規定するものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

第1条の6、運動施設の敷地面積に関する制限、新、都市公園の運動施設率の上限を参酌基準のとおり100分の50とするもの。

附則 公布の日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第29号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第32、議第30号 白鷹町保育所設置条例を廃止する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第30号 白鷹町保育所設置条例を廃止する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

ひがしね保育園の民営化に伴い、町保育所を廃止するため提案するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第30号 白鷹町保育所設置条例を廃止する条例の設定について。

白鷹町保育所設置条例を廃止する条例を次のように制定する。

白鷹町保育所設置条例を廃止する条例。

白鷹町保育所設置条例は廃止する。

附則 施行期日 第1項 この条例は平成30年4月1日から施行する。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正。

第2項 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改める。

別表第3につきまして、町立保育所の廃止に伴いまして、児童福祉施設の嘱託医に関する報酬欄を削るものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第30号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第33、議第31号 白鷹町草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例を廃止する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第31号 白鷹町草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例を廃止する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

草地畜産基盤整備事業の終了に伴い、本条例を廃止するため提案するものであります。

なお、詳細につきましては農林課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 農林課長、菅間直浩君。

○農林課長（菅間直浩） ご説明申し上げます。

議第31号 白鷹町草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例を廃止する条例の設定について。

白鷹町草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例を廃止する条例を次のように制定する。

白鷹町草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例を廃止する条例。

白鷹町草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例は廃止する。

附則 この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ採決いたします。

議第31号について、原案のとおり決すにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第32号から議第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第34、議第32号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第10号）についてから、日程第40、議第38号 平成29年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）についてまで、以上、平成29年度各会計補正予算7件は、会議規則第36条の規定により、一括議題といたします。

初めに、議第32号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第10号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第32号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第10号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、国の補正予算事業の採択となった担い手確保経営強化支援事業や、川戸・金剛地区ため池等整備事業等について計上するほか、町立病院の経営基盤強化経費の追加等について対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

また、下水道事業の県補償費の立てかえに対応するため財政調整基金の取り崩しによる繰出金の追加対応を行うものであります。

財源調整といたしましては、国・県支出金、地方債及び繰入金等で対処するものであります。

このほか、国の補正予算対応等に係る繰越明許費の設定並びに東陽の里整備事業に係る債務負担行為の追加、変更を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ2,295万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ99億7,999万円とするものであります。

なお、内容につきまして総務課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

議第32号 平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第10号）。

平成29年度白鷹町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,295万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億7,999万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。
地方債の補正。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

1 ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入から申し上げます。

款、補正額及び計を申し上げます。

2 款地方譲与税、410万円の減額、9,340万円。

4 款配当割交付金、40万円の減額、260万円。

11 款分担金及び負担金、123万8,000円の減額、5,061万3,000円。

13 款国庫支出金、2,757万3,000円の減額、7億7,323万9,000円。

14 款県支出金、5,797万6,000円、11億8,334万8,000円。

15 款財産収入、12万7,000円の減額、1,271万5,000円。

17 款繰入金、3,999万8,000円、2億8,623万円。

18 款繰越金、256万6,000円、4億9,143万円。

19 款諸収入、64万6,000円、7,761万4,000円。

20 款町債、9,070万円の減額、20億5,890万円。

歳入合計、2,295万2,000円の減額、99億7,999万円。

次のページをお願い申し上げます。

続いて、歳出を申し上げます。

2 款総務費、32万1,000円の減額、31億8,500万7,000円。

3 款民生費、2,457万8,000円の減額、22億3,273万4,000円。

4 款衛生費、394万円、5億4,440万2,000円。

5 款労働費、1,000円、2,699万1,000円。

6 款農林水産業費、6,383万7,000円、6億4,839万2,000円。

7 款商工費、2,034万円の減額、3億4,562万3,000円。

8 款土木費、882万6,000円、9億3,845万5,000円。

9 款消防費、336万8,000円の減額、3億2,904万1,000円。

10 款教育費、962万9,000円の減額、6億5,442万1,000円。

11 款災害復旧費、3,991万4,000円の減額、4,493万8,000円。

12 款公債費、140万6,000円の減額、9億2,153万1,000円。

歳出合計、2,295万2,000円の減額、99億7,999万円。

続きまして、第2表 繰越明許費を説明申し上げます。

款、項、事業名及び金額の順に申し上げます。

6 款農林水産業費 1 項農業費、担い手確保経営強化支援事業3,617万円。地籍調査事業、3,403万8,000円。2 項林業費、森林環境保全整備事業162万円。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、橋梁安全対策事業、1,078万7,000円。

次ページをお願い申し上げます。

次に、第3表 債務負担行為補正。

追加について申し上げます。

事項、期間、限度額の順に説明をいたします。

日本の紅（あか）をつくる町推進拠点施設整備工事設計監理業務、平成29年度から平成30年度、510万円。

農業競争力強化利子補給、平成29年度から平成40年度、25万4,000円。

町民プール改修事業、平成29年度から平成30年度、400万円。

東陽の里整備事業測量設計業務、平成29年度から平成30年度、538万8,000円。

学校給食共同調理場施設整備工事实施設設計業務、平成29年度から平成30年度、43万2,000円。

次に変更について申し上げます。

事項、荒砥高等学校活性化事業、限度額を240万円追加いたしまして800万円とするものでございます。

続きまして、第4表 地方債補正について申し上げます。

最初、追加について申し上げます。

起債の目的、緊急防災減災事業。限度額、2,120万円。起債の方法利率につきましては、借入先との協定によるものでございます。償還の方法につきましては、借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または、低利に借りかえることができるとするものでございます。

次に、変更について申し上げます。

公共事業等について、限度額を560万円増額し1,820万円に、自然災害防止事業につきまして、限度額を4,030万円減額し1,130万円に、過疎対策事業につきまして、限度額を7,720万円減額し16億6,050万円にそれぞれ変更をいたすものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第33号 平成29年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第33号 平成29年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、事業の実施に伴う国庫支出金等の変更及び荒砥橋架けかえ関連

工事に係る県からの補償等の調整等に対応するため所要の措置を講ずるものであります。調整財源といたしましては、繰入金、繰越金及び諸収入等で対処するものであります。

このほか、鮎貝中継ポンプ場施設事業に係る繰越明許費の設定を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1,126万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億2,560万8,000円となるものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長に説明いたさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、菅原良教君。

○建設水道課長（菅原良教） ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議第33号 平成29年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,126万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,560万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

2ページをごらんいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみご説明申し上げます。

歳入。

1 款分担金及び負担金、81万3,000円、88万8,000円。

3 款国庫支出金、18万8,000円の減額、961万2,000円。

4 款繰入金、4,200万円、2億9,804万円。

5 款繰越金、1,119万9,000円、1,536万6,000円。

6 款諸収入、1,181万4,000円、1,181万8,000円。

7 款町債、7,690万円の減額、5,130万円。

歳入合計、1,126万2,000円の減額、5億2,560万8,000円。

次に、歳出でございます。

1 款公共下水道費、1,126万2,000円の減額、2億5,839万4,000円。

2 款公債費、補正額はありませぬ。2 億6,721万4,000円。

歳出合計、1,126万2,000円の減額、5 億2,560万8,000円。

次ページをお開きいただきたいと思ひます。

第2表、繰越明許費。

1 款公共下水道費 1 項公共下水道費、事業名鮎貝中継ポンプ場移設土木建築事業。金額5,532万2,000円。

第3表、地方債補正。

変更でございます。

限度額につきまして、起債の目的、公共下水道事業一般分につきまして、3,840万円を減額いたしまして2,570万円に、過疎対策事業につきまして、3,850万円を減額いたしまして2,560万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第34号 平成29年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第34号 平成29年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、国民健康保険税の収納実績に合わせた調整、及び給付実績に基づく保険給付費の調整等に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

あわせて、円滑な事業運営に資するため、国民健康保険給付基金の積み立てを行うものであります。

調整財源といたしましては、国民健康保険税、国・県支出金及び繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ6,164万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ19億2,731万2,000円となるものであります。

なお、内容につきましては町民課長より説明いたさせますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 町民課長、中村裕之君。

○町民課長（中村裕之） ご説明申し上げます。

予算書、1 ページをお開き願ひます。

議第34号 平成29年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,164万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,731万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをごらん願います。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみ申し上げます。

歳入。

1 款国民健康保険税、649万7,000円の減額、2億9,583万7,000円。

3 款国庫支出金、2,981万9,000円の減額、4億1,725万3,000円。

4 款療養給付費交付金、2,428万2,000円の減額、2,593万8,000円。

6 款県支出金、1,831万円の減額、9,641万1,000円。

7 款共同事業交付金、624万5,000円の減額、4億3,797万4,000円。

8 款財産収入、3万8,000円、14万3,000円。

9 款繰入金、249万8,000円の減額、1億3,081万2,000円。

10 款繰越金、2,596万9,000円、9,442万7,000円。

歳入合計6,164万4,000円の減額、19億2,731万2,000円。

次に、歳出でございます。

2 款保険給付費、4,046万円の減額、11億6,030万3,000円。

3 款後期高齢者支援金等、ゼロ、1億7,157万1,000円。

4 款前期高齢者納付金等、7,000円、64万6,000円。

7 款共同事業拠出金、4,941万7,000円の減額、3億7,980万5,000円。

8 款保健事業費、ゼロ、2,644万9,000円。

9 款基金積立金、3,007万1,000円、6,007万1,000円。

11 款諸支出金、184万5,000円の減額、1,676万2,000円。

歳出合計6,164万4,000円の減額、19億2,731万2,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第35号 平成29年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第35号 平成29年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、特定地域生活排水処理事業費の確定による事業費の調整等に対応するため所要の措置を講ずるものであります。

調整財源といたしましては、国・県支出金、地方債、及び繰越金等で対処するもので

あります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ2,908万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億4,552万5,000円となるものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長より説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、菅原良教君。

○建設水道課長（菅原良教） ご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

議第35号 平成29年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,908万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,052万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページをごらんいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみご説明申し上げます。

歳入。

1 款分担金及び負担金、460万円の減額、240万円。

3 款国庫支出金、504万1,000円の減額、189万9,000円。

4 款県支出金、200万円の減額、24万円。

5 款繰入金、515万5,000円の減額、9,608万円。

6 款繰越金、521万円、697万1,000円。

8 款町債、1,750万円の減額、580万円。

歳入合計2,908万6,000円の減額、1億4,052万5,000円。

次に、歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費、2,908万6,000円の減額、7,750万7,000円。

歳出合計2,908万6,000円の減額、1億4,052万5,000円。

次ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、地方債補正。

変更でございます。

限度額につきまして、起債の目的、下水道事業、特定地域生活排水処理施設事業一般分につきまして、880万円減額いたしまして290万円に、過疎対策事業につきまして、870万円減額いたしまして290万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第36号 平成29年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第36号 平成29年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、介護保険給付事業の見込みに基づく保険給付費の調整等に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

調整財源といたしましては、介護保険料、国・県支出金及び繰入金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ7,395万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ16億7,321万8,000円となるものであります。

なお、内容につきましては健康福祉課長に説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第36号 平成29年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成29年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,395万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,321万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみを申し上げます。

歳入。

1 款保険料、574万2,000円の減額、3億609万5,000円。

3 款国庫支出金、1,858万6,000円の減額、3億9,220万1,000円。

4 款支払基金交付金、4,434万2,000円の減額、4億1,201万円。

5 款県支出金、1,064万8,000円の減額、2億3,254万5,000円。

6 款財産収入、5 万5,000円、14万1,000円。

7 款繰入金、530万5,000円、2 億8,333万3,000円。

歳入合計、7,395万8,000円の減額、16億7,321万8,000円。

歳出。

2 款保険給付費、7,401万3,000円の減額、15億1,770万1,000円。

4 款基金積立金、5 万5,000円、2,737万8,000円。

歳出合計、7,395万8,000円の減額、16億7,321万8,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第37号 平成29年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第37号 平成29年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、後期高齢者医療保険料の収納実績に合わせ、後期高齢者医療広域連合納付金の調整を行うものであります。対応する財源といたしましては、後期高齢者医療保険料等で対応するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1,344万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1 億4,706万3,000円となるものであります。

なお、内容につきましては町民課長より説明いたさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（遠藤幸一） 町民課長、中村裕之君。

○町民課長（中村裕之） ご説明申し上げます。

予算書1 ページをお開き願います。

議第37号 平成29年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,344万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1 億4,706万3,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをごらんいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみ申し上げます。

歳入。

1 款後期高齢者医療保険料、1,445万2,000円、9,096万2,000円。

3 款繰入金、178万円の減額、5,463万円。

4 款繰越金、77万3,000円、116万円。

歳入合計1,344万5,000円、1億4,706万3,000円。

次に、歳出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1,344万5,000円、1億4,392万3,000円。

歳出合計1,344万5,000円、1億4,706万3,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第38号 平成29年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第38号 平成29年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、収益的収支における現在までの状況を踏まえ、医業収益や一般会計からの負担金及び医業費用の調整を行うものであります。

また、資本的収支につきましては、国民健康保険特別会計からの繰入金及び医療機器購入費等の調整を行うものであります。

以上の結果、収益的収支につきましては、収入の総額から1,410万5,000円を減額し、総額を11億2,448万6,000円に、支出の総額から910万5,000円を減額し、総額を11億4,948万6,000円とするものであります。

また、資本的収支につきましては、収入の総額から5,174万円を減額し、総額を378万円に、支出の総額から1,272万円を減額し、総額を1億3,943万2,000円とするものであります。

なお、内容につきましては病院事務局長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 病院事務局長、渡部町子さん。

○病院事務局長（渡部町子） ご説明申し上げます。

予算書の1ページ目をお開きください。

議第38号 平成29年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、平成29年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

業務の予定量の補正。

第2条、平成29年度白鷹町立病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

補正予定量、及び計のみ申し上げます。

1号、年間患者数 入院、365人の減、1万6,425人。外来、1,220人の減、4万1,480人。

2号、1日当たり患者数 入院、1人の減、45人。外来、5人の減、170人。

収益的収入及び支出の補正。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益、1,410万5,000円の減額、11億2,448万6,000円。

支出。

第1款病院事業費用、910万5,000円の減額、11億4,948万6,000円。

次ページ目をお開きください。

資本的収入及び支出の補正。

第4条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,663万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金9,663万2,000円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,565万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億3,565万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入、5,174万円の減額、378万円。

支出。

第1款資本的支出、1,272万円の減額、1億3,943万2,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第5条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

経費、補正予定額、計のみ申し上げます。

1号職員給与費1,500万円の減額、6億3,767万5,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。

お諮りいたします。平成29年度各会計補正予算7件は、予算特別委員会に付託し、審査することにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、平成29年度各会計補正予算7件は、予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

予算特別委員会は、3月7日に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

○延会の宣告

○議長（遠藤幸一）　　ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一）　　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延　　会

〈午後4時41分〉